

令和 8 年度

あたちの介護保険

《令和 7 年度実績》

令和8年9月

福祉部 高齢者施策推進室
介護保険課

令和 7 年度の主な実績

※（ ）内の数値は前年度の数値

1 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）

（1）65歳以上の被保険者数

167,727人（168,022人） 前年度比295人減、0.2%減

※ 住所地特例の制度があるため「65歳以上人口」とは一致しない。

（2）介護保険料収納率

99.2%（99.1%） 前年度比0.1ポイント増

※ 7年度収納率、6年度収納率とも、決算額による。

2 要介護・要支援認定者数

40,519人（39,245） 前年度比1,274人増、3.2%増

3 保険給付状況

（1）介護サービス受給者数

33,768人（32,673人）

前年度比1,095人増、3.4%増

（2）保険給付費

64,174,779千円（62,320,389千円）

前年度比1,854,390千円増、3.0%増

目 次

1-1	介護保険 主要項目の年度別推移	1
(1)	高齢者数と内訳	
(2)	高齢者数と高齢化率の推移	
(3)	要介護（要支援） 認定者数、受給者数、受給率の推移	
(4)	保険給付費と介護保険料基準月額の推移	
(5)	居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の推移	
(6)	第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移	
1-2	23区の比較	4
(1)	各区の第1号被保険者数および高齢化率	
(2)	各区の要介護（要支援） 認定者数、認定率の状況	
(3)	各区の要介護（要支援） 認定者数、受給者数、受給率の状況	
2	令和7年度介護保険特別会計決算状況	6
(1)	介護保険特別会計	
(2)	一般会計（介護保険課分）	
3	第1号被保険者および保険料賦課収納の状況	9
(1)	人口と第1号被保険者数	
(2)	第1号被保険者異動事由別増減者数内訳	
(3)	所得段階別第1号被保険者数	
(4)	所得段階別年間保険料額	
(5)	保険料減免	
(6)	軽減該当者	
(7)	徴収方法別保険料賦課収納状況	
(8)	介護保険料滞納による差押え件数および金額	
(9)	境界層該当による保険料段階変更者数	
(10)	保険料口座振替申込状況	

4 要介護・要支援認定の状況	14
(1) 要介護・要支援認定申請状況	
(2) 要介護・要支援認定者数	
(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数	
(4) 要介護・要支援認定件数	
(5) 一次判定と二次判定の相関表	
(6) 要介護・要支援認定者の資格喪失者数	
(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数	
5 保険給付の状況	18
(1) 介護サービス別保険給付費	
(2) 介護サービス受給者数の推移	
(3) 要介護度別居宅サービス利用状況	
(4) 要支援度別介護予防サービス利用状況	
(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況	
(6) 要介護度別施設サービス利用状況	
(7) 高額介護（介護予防） サービス費	
(8) 高額医療合算介護（介護予防） サービス費	
(9) 利用者負担額減額状況	
6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化	25
(1) 介護サービス事業所数	
(2) 老人福祉施設等新規一覧	
(3) 足立区介護保険事業者連絡会	
(4) 審査請求	
(5) 事業者への実地指導結果	
(6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括支援センターの相談状況	
(7) 事故発生件数	
(8) 介護給付適正化実施状況	

7	地域支援事業	29
(1)	介護予防・日常生活支援総合事業	
(2)	包括的支援事業	
(3)	包括的支援事業（社会保障充実分事業）	
(4)	任意事業	
(5)	地域支援事業の事業規模と財源構成	
8	物価高騰対策	35
9	その他の事業	36
(1)	足立区介護従事者永年勤続褒賞事業	
(2)	認知症介護実践者研修等	
(3)	広報活動等	

(参考資料)

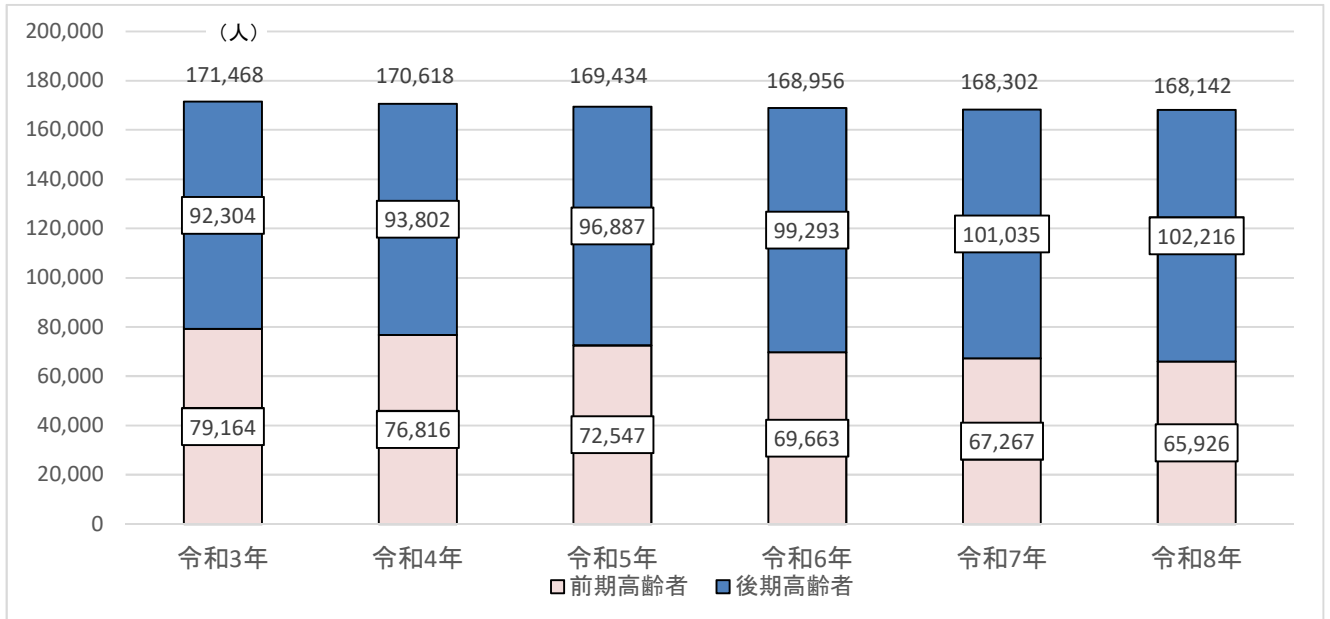
資料 1	令和 7 年度の組織および分掌事務	39
資料 2	足立区地域保健福祉推進協議会および 介護保険・障がい福祉専門部会	40
(1)	令和 7 年度開催状況	
(2)	委員名簿	
資料 3	足立区介護保険制度のあゆみ	47
資料 4	制度発足以来の推移	55

表中の千円単位・百万円単位の計数および構成比については、単位未満を四捨五入をしているため、各計数の合計と合計欄が一致しない場合がある。

同様に、増減額、増減率、構成比等についても、各表内計数と一致しない場合がある。

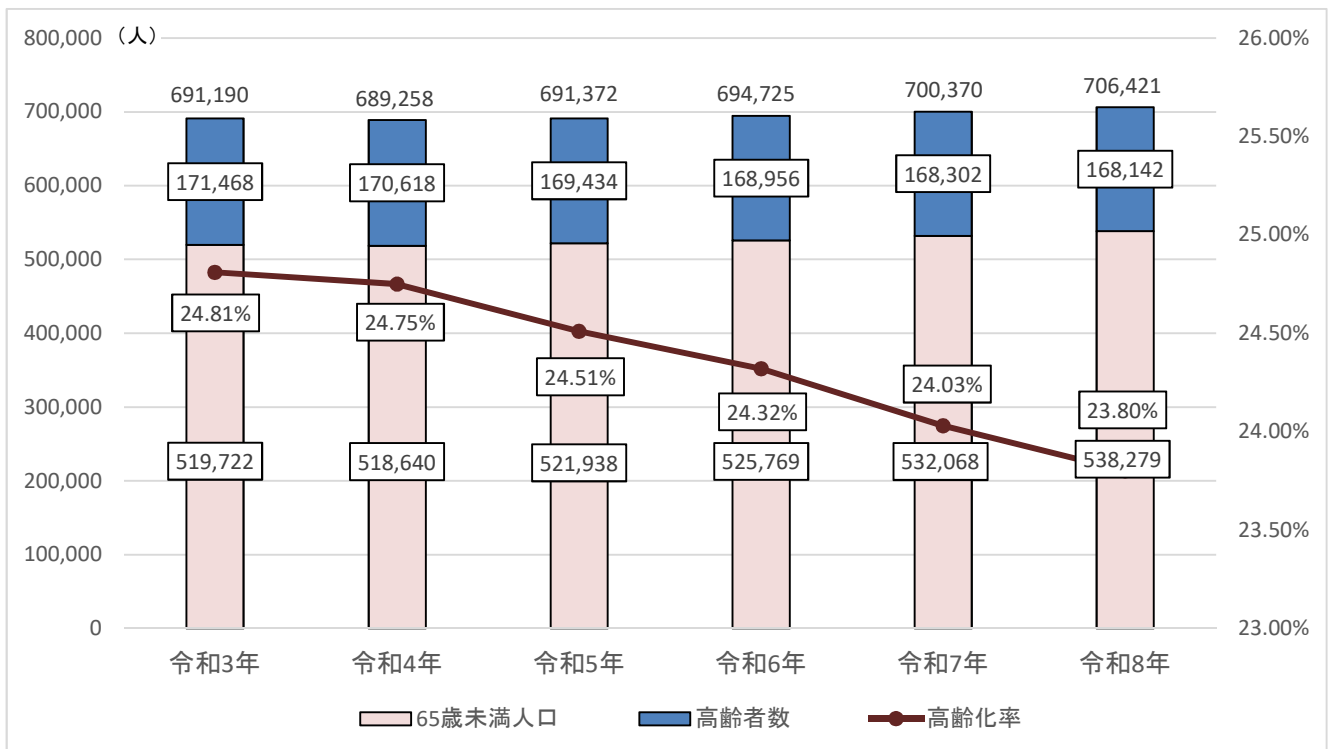
1-1 介護保険 主要項目の年度別推移

(1) 高齢者数と内訳(各年4月1日現在)



令和8年の高齢者数は168,142人で、後期高齢者数は102,216人、前期高齢者数は65,926人となっている。平成31年から後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、増加を続けている。

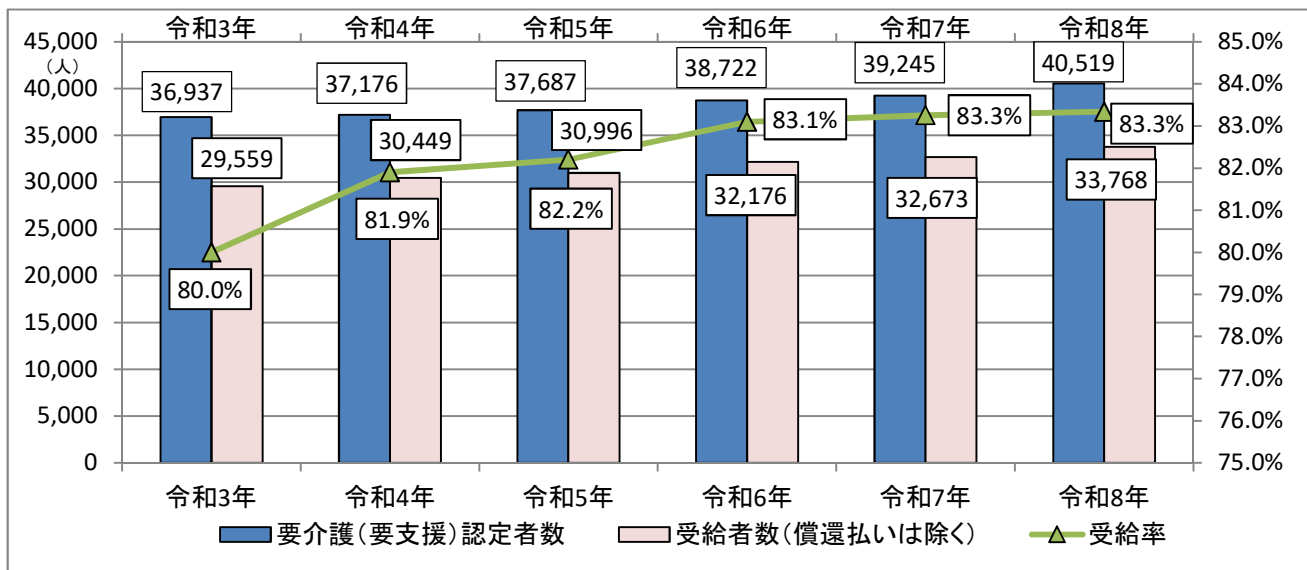
(2) 高齢者数と高齢化率の推移(各年4月1日現在)



令和8年の足立区の総人口は706,421人で、高齢者数は168,142人、高齢化率は23.80%となっている。高齢者数は平成29年から令和2年まで増加を続けていたが、令和3年から減少に転じた。高齢化率は令和7年の24.03%から0.23%減少となっている。

※ 高齢化率とは、足立区の総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(3) 要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の推移(各年4月1日現在)

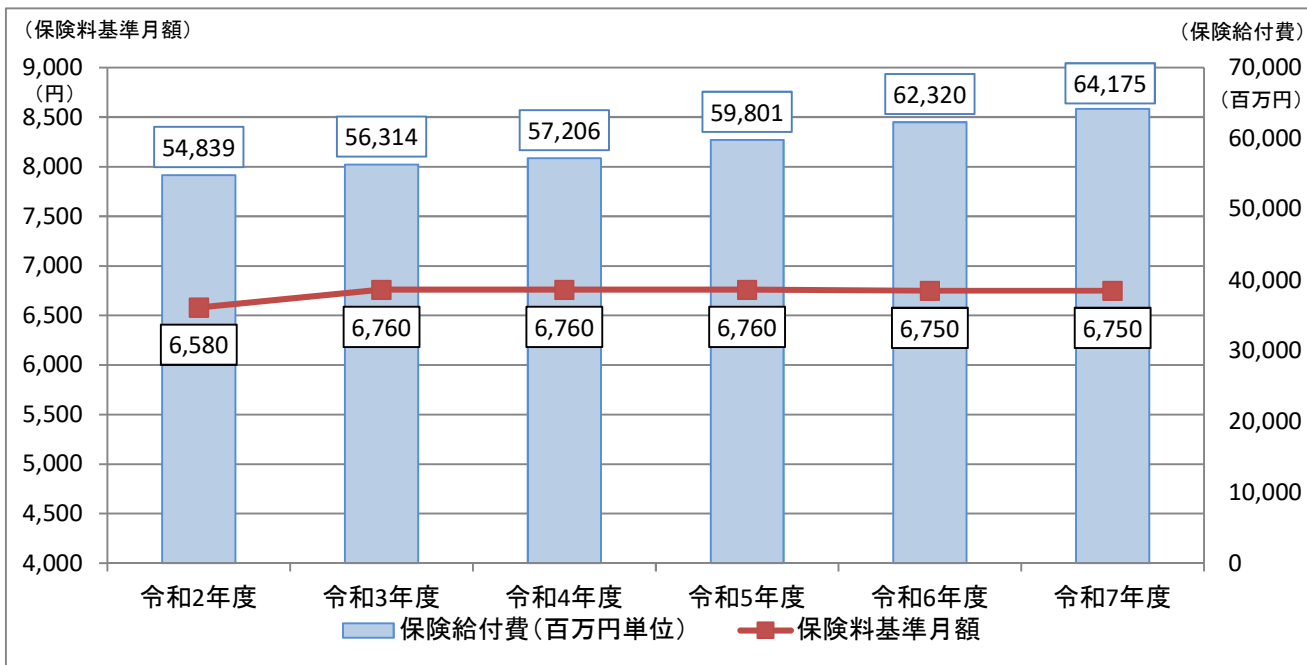


令和8年の要介護(要支援)認定者数は40,519人、そのうち介護サービス受給者数(令和8年5月月報:令和8年3月サービス分)は33,768人で、受給率は83.3%となっている。

平成31年以降、認定者数は増加を続けているが、受給者数及び受給率については、平成28年10月に介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行となったことから一時減少したが、平成31年からは、ほぼ増加傾向にある。

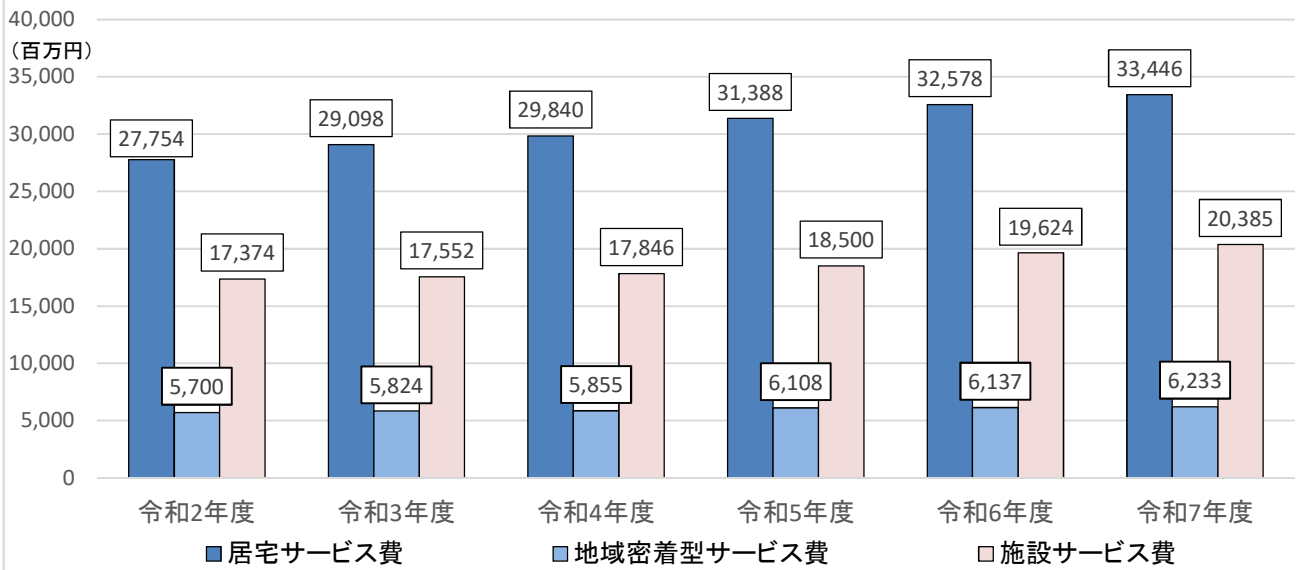
※ 受給率とは、足立区の要介護(要支援)認定者数に占める介護サービス受給者数の割合。

(4) 保険給付費と介護保険料基準月額額の推移



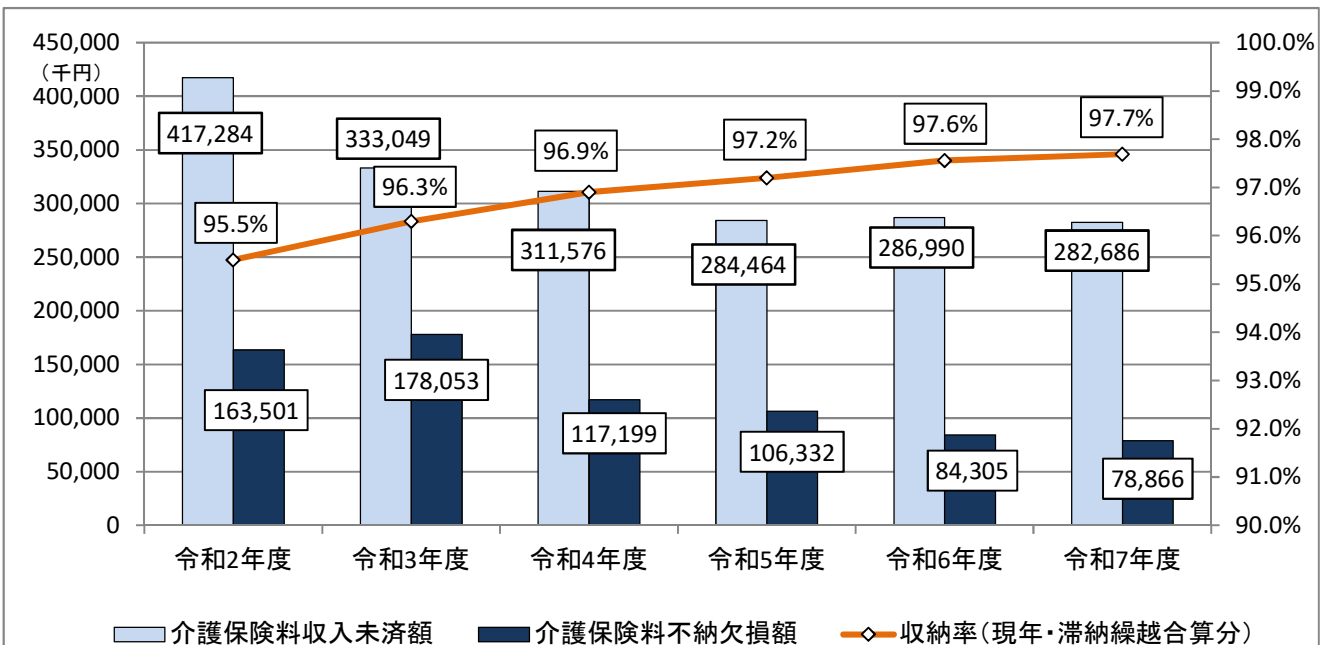
令和7年度保険給付費は約642億円で、令和2年度の約1.17倍となっている。この間、介護保険料基準額(月額)は、令和2年度は6,580円、令和3年度から令和5年度は6,760円、令和6年度から令和8年度は6,750円となっている。

(5) 居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の推移



令和7年度居宅サービス費は約334億円で、令和2年度の約1.21倍となっている。また、地域密着型サービス費は約62億円で、令和2年度の約1.09倍、施設サービス費は約204億円で、令和2年度の約1.17倍となっている。

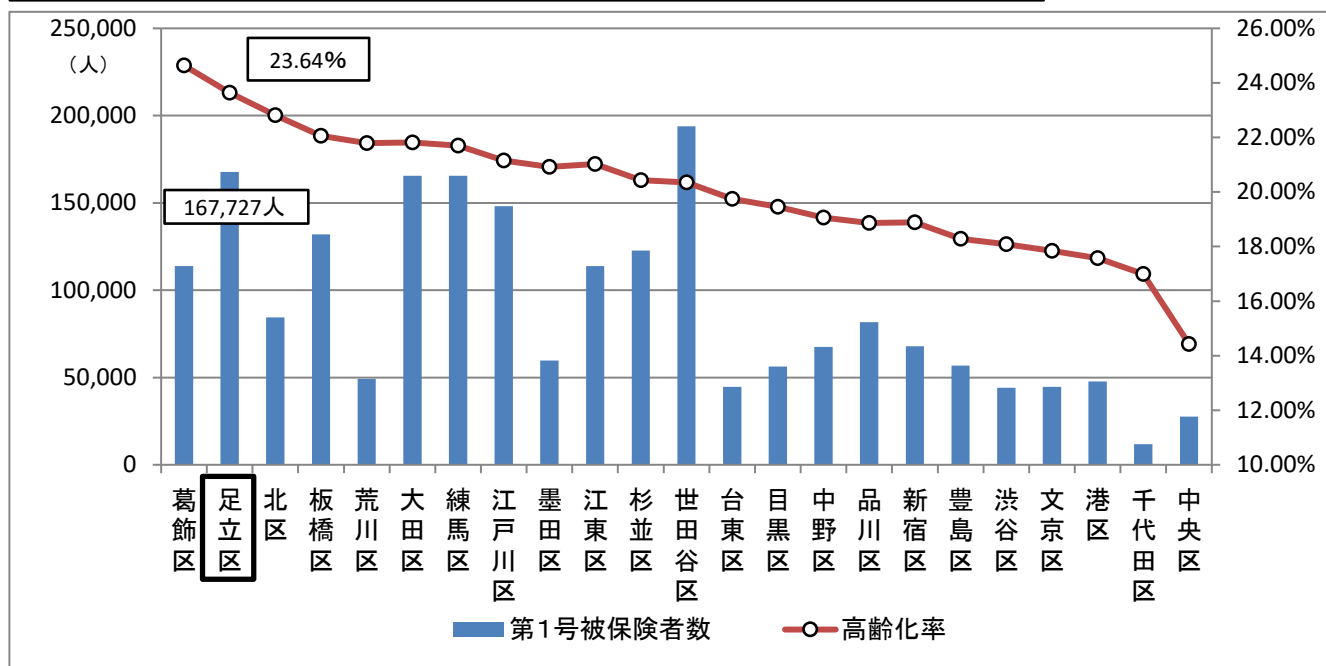
(6) 第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移



令和7年度介護保険料収入未済額は約2億8千3百万円、介護保険料不納欠損額は約7千9百万円、収納率は97.7%となっている。収納率は平成27年度以降上昇を続けている。

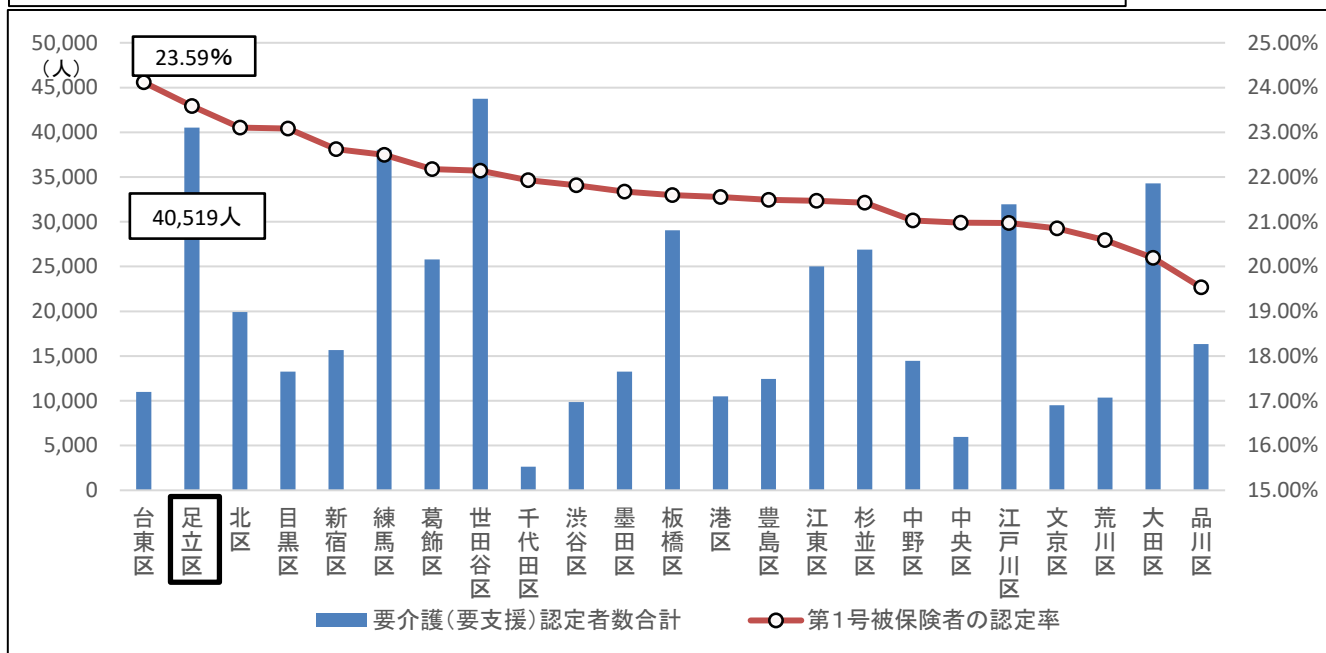
1-2 23区の比較

(1) 各区の第1号被保険者数および高齢化率(令和8年4月1日現在)



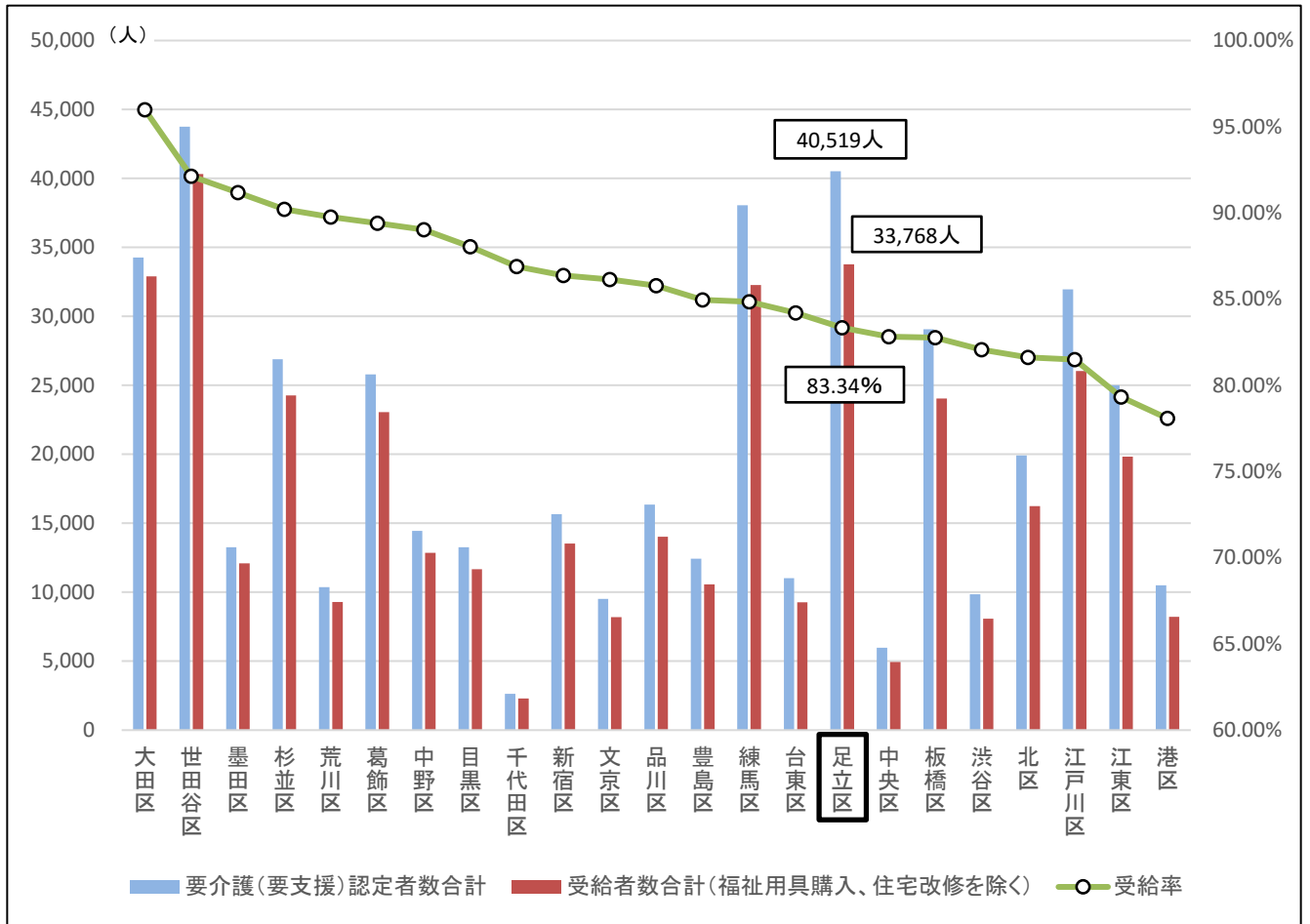
第1号被保険者数および高齢化率の比較において、足立区の第1号被保険者数は167,727人で23区中2位、高齢化率は23.64%で、23区中2位となっている(令和8年4月1日現在)。
 ※ ここでの高齢化率は、第1号被保険者数による高齢化率であり、「第1号被保険者数÷東京都の人口(推計)による各月の23区の人口」により算出している。

(2) 各区の要介護(要支援)認定者数、認定率の状況(令和8年4月1日現在)



要介護(要支援)認定者数および認定率の23区比較において、足立区の認定者数は40,519人で、23区中2位、認定率は23.59%で、23区中2位となっている。
 ※ 認定率とは、第1号被保険者数に占める認定者数の割合。一般に介護予防効果を表す指標のひとつとされている。

(3) 各区の要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の状況



※介護保険事業状況報告より

要介護(要支援)認定者数(令和8年4月1日現在)

受給者数(令和8年1月サービス分)

要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の23区比較において、足立区の認定者数40,519人で、23区中2位、受給者数(令和8年3月月報:令和8年1月サービス分)は33,768人で、23区中2位、受給率は83.34%で23区中16位となっている。

２ 令和７年度介護保険特別会計決算状況

（１）介護保険特別会計

令和７年度の介護保険特別会計の歳入総額は、約７１１億７千３百万円となった。

一方、歳出では、保険給付費関係が歳出全体の約９２．３％を占めており、給与費、一般事務費などの総務費、給付準備基金への積立金、地域支援事業費、諸支出金を含め、歳出総額は、約６９５億５千万円となった。

【款別決算内訳】

科 目		予算現額（千円）	決算額（千円）	構成比
歳入	介護保険料	13,176,476	13,305,593	18.7%
	使用料及び手数料	1	2	0.0%
	国庫支出金	17,540,824	16,930,690	23.8%
	都支出金	10,189,045	9,769,549	13.7%
	支払基金交付金	18,409,270	17,661,097	24.8%
	財産収入	15,600	15,496	0.0%
	繰入金	12,454,275	12,454,275	17.5%
	繰越金	996,455	996,455	1.4%
	諸収入	45,640	39,821	0.1%
	歳入合計	72,827,586	71,172,979	100%
歳出	総務費	1,698,492	1,560,049	2.2%
	保険給付費	66,891,241	64,175,172	92.3%
	基金積立金	632,474	632,378	0.9%
	地域支援事業費	3,006,433	2,587,459	3.7%
	諸支出金	598,946	594,451	0.9%
	歳出合計	72,827,586	69,549,509	100%
差引次年度繰越金		*****	1,623,470	*****

ア 基金の残高

① 給付準備基金

令和７年度末現在残高 3,017,798,438 円

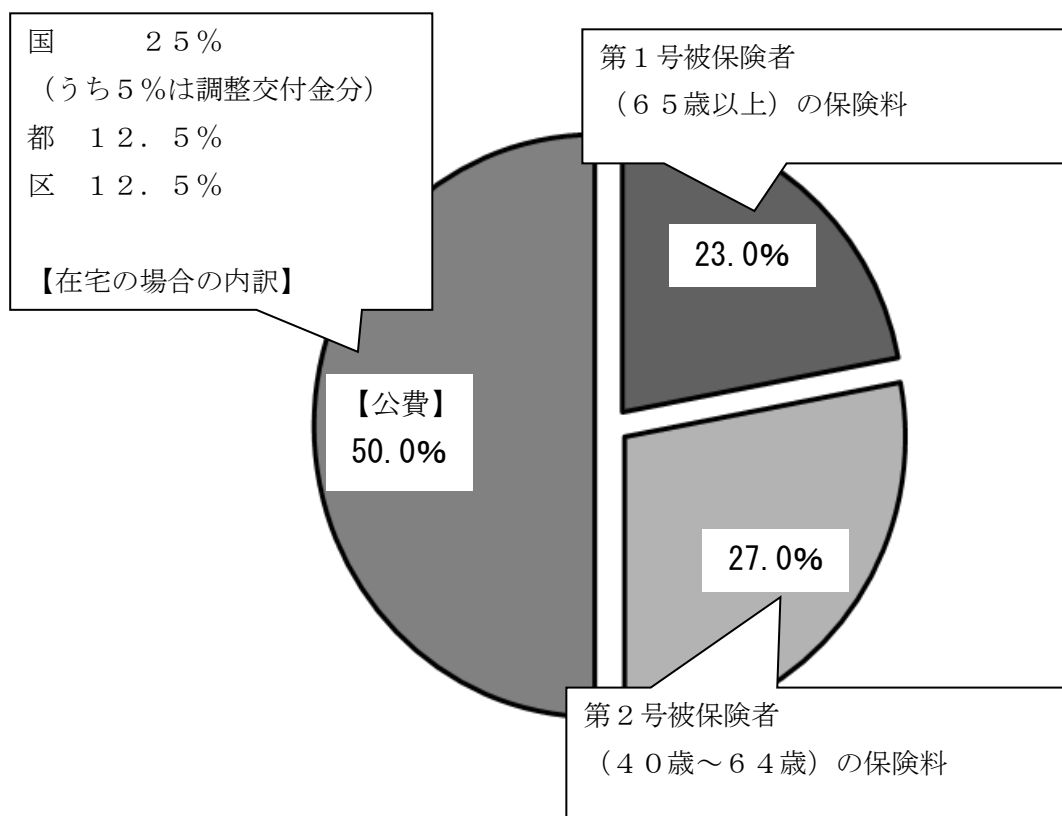
イ 保険給付費の財源割合（在宅の場合）

保険給付費の財源割合は全国標準では半分が保険料、半分が公費で構成されている。ただし、国の負担分（調整交付金分）の5%については、全国の区市町村で調整され、令和7年度の足立区の財源割合は以下のとおりである。

（足立区の令和7年度保険給付費の財源割合）

65歳以上の人の保険料（21.74%） 40歳～64歳の人の保険料（27%）
 足立区の負担金（12.5%） 東京都の負担金（12.5%） 国の負担金（20%）
 国の調整交付金（6.26%）

（参考）全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合）



【２ 令和７年度介護保険特別会計決算状況】

（２）一般会計（介護保険課分）

令和７年度の一般会計の歳入総額は、国庫支出金、都支出金、財産収入、繰入金、諸収入で約１１億８千２百万円となった。

歳出は、介護保険特別会計の保険給付費法定負担分(12.5%)、地域支援事業費法定負担分（介護予防事業 12.5%、包括的支援・任意事業 19.25%）、事務関係費を一般会計から繰出す繰出金が約１１億千５百万円。そして、特別養護老人ホーム等の整備助成事業や介護従事者永年勤続褒賞事業、生計困難者に対する利用者負担額軽減に対する助成などの民生費が約４億９千万円、歳出総額は、約１１億５百万円となった。

【款別決算内訳】

科 目		予算現額（千円）	決算額（千円）	構成比
歳入	国庫支出金	432,462	410,133	34.7%
	都支出金	307,972	293,639	24.8%
	財産収入	0	0	0.0%
	繰入金	478,357	478,357	40.5%
	諸収入	0	110	0.0%
	歳入合計	1,218,791	1,182,239	100%
歳出	諸支出金	11,314,940	11,314,940	95.9%
	民生費	536,279	489,890	4.1%
	歳出合計	11,851,219	11,804,830	100%

3 第 1 号被保険者および保険料賦課収納の状況

(1) 人口と第 1 号被保険者数

区 分	令和 6 年度 人 数	令和 7 年度 人 数	増 減
区 人 口	700,370	706,421	6,051
第 1 号 被 保 険 者 数	168,022	167,727	▲295
65 ～ 74 歳	67,197	65,850	▲1,347
75 歳 以 上	100,825	101,877	1,052
住所地特例者(再掲)	1,126	1,142	16
外国人数(再掲)	3,061	3,264	203

令和 8 年 3 月 31 日現在

注)「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

(2) 第 1 号被保険者異動事由別増減者数内訳(令和 7 年度中)

増	転入	職権復活	65 歳到達	適用除外 非該当	その他	計
	1,442	286	7,000	0	445	9,173
減	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他	計
	1,671	55	7,472	2	268	9,468

【3 第1号被保険者および保険料賦課収納の状況】

(3) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
令和6年度人数	38,815	15,290	13,609	16,802	15,794	18,147	21,676
令和6年度割合	23.1%	9.1%	8.1%	10.0%	9.4%	10.8%	12.9%
令和7年度人数	37,573	14,928	13,250	15,766	15,934	18,114	22,308
令和7年度割合	22.4%	8.9%	7.9%	9.4%	9.5%	10.8%	13.3%

所得段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
令和6年度人数	12,601	5,712	2,856	1,512	840	1,008	1,008
令和6年度割合	7.5%	3.4%	1.7%	0.9%	0.5%	0.6%	0.6%
令和7年度人数	13,250	6,206	3,019	1,677	1,006	1,174	1,006
令和7年度割合	7.9%	3.7%	1.8%	1.0%	0.6%	0.7%	0.6%

所得段階	第15段階	第16段階	第17段階	第18段階	第19段階	合 計
令和6年度人数	672	504	336	168	672	168,022
令和6年度割合	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.4%	100%
令和7年度人数	671	671	335	168	671	167,727
令和7年度割合	0.4%	0.4%	0.2%	0.1%	0.4%	100%

令和8年3月31日現在

(4) 所得段階別年間保険料額（令和7年度）

段 階	対 象 者	月 額 保 険 料 額	年 間 保 険 料 額
第19段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が3,000万円以上の方	43,880円	526,560円
第18段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方	39,150円	469,800円
第17段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	34,430円	413,160円
第16段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	29,700円	356,400円
第15段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方	24,980円	299,760円
第14段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満の方	20,250円	243,000円
第13段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が720万円以上900万円未満の方	16,200円	194,400円
第12段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	14,850円	178,200円
第11段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	14,180円	170,160円
第10段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	12,830円	153,960円
第9段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	11,480円	137,760円
第8段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	10,130円	121,560円
第7段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	8,780円	105,360円
第6段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円未満の方	7,700円	92,400円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税の方（世帯に住民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円超の方	6,750円	81,000円
第4段階	本人が住民税非課税の方（世帯に住民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	5,880円	70,560円
第3段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	4,630円	55,560円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	3,280円	39,360円
C階層	*基準に該当し申請により軽減	1,930円	23,160円
第2段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超えていて120万円以下の方	3,280円	39,360円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	1,930円	23,160円
第1段階	① 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方 ② 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方	1,930円	23,160円

*第3段階・第2段階の軽減の基準

- ①住民税非課税世帯 ②住民税課税者に扶養されていない（税法上の扶養家族になっていない）
 ③介護保険料を滞納していない ④生活保護を受給していない

①～④を満たし、前年の世帯全員の収入額合計および預貯金額合計が次表の金額以下であること。

【3 第1号被保険者および保険料賦課収納状況】

世帯の人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	
収入額の合計 (カッコ内は預貯金 額合計)	150万円以下 (350万円以下)	200万円以下 (400万円以下)	250万円以下 (450万円以下)	→ 第3段階B階層 (年間保険料 39,360円に減額)
	150万円以下 (350万円以下)	200万円以下 (400万円以下)	250万円以下 (450万円以下)	→ 第2段階B階層 (年間保険料 23,160円に減額)
	80万9千円以下 (80万9千円以下)	130万9千円以下 (130万9千円以下)	180万9千円以下 (180万9千円以下)	→ 第3段階C階層 (年間保険料 23,160円に減額)

世帯員が4人以上の場合、世帯員が1人増えるごとに収入額、預貯金額ともに上の表に50万円を加算した額以下であること。

(5) 保険料減免

令和6年度		令和7年度		減免理由
減免件数	減免額(円)	減免件数	減免額(円)	
16	613,410	15	695,510	災害等

令和8年3月31日現在

(6) 軽減該当者

階層	令和6年度 該当者数	令和7年度 該当者数	増減
第2段階B階層	231	225	-6
第3段階B階層	140	138	-2
第3段階C階層	2	1	-1
	373	364	-9

令和8年3月31日現在

(7) 徴収方法別保険料賦課収納状況

	人数	比率	A 賦課(調定)額(円)	B 収納額(円)	B/A 収納率
特別徴収	135,759	80.9%	10,923,202,330	10,960,340,362	100.3%
普通徴収	31,968	19.1%	2,410,596,110	2,261,530,590	93.8%
計	167,727	100.0%	13,333,798,440	13,221,870,952	99.2%
滞納繰越	—	—	286,570,380	83,722,439	29.2%

注1) 賦課額・収納額は令和8年5月末日(出納閉鎖時)現在

注2) 収納額は還付未済額を含む

注3) 滞納繰越分は普通徴収のみ

(8) 介護保険料滞納による差押え件数

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
件数	253	356	103

(9) 境界層該当による保険料段階変更者数

変更前段階	変更後段階	令和 6 年度 該当者数	令和 7 年度 該当者数
第 7 段階	第 1 段階	1	0
第 6 段階	第 3 段階	1	0
第 6 段階	第 2 段階	0	1
第 6 段階	第 1 段階	1	3
第 5 段階	—	0	0
第 4 段階	—	0	0
第 3 段階	第 2 段階	1	0
第 3 段階	第 1 段階	1	1
第 2 段階	第 1 段階	2	2
計		7	7

令和 8 年 3 月 31 日現在

注) 境界層該当とは、要保護者であって、本来適用すべき基準額（保険料額）よりも負担の低い基準額（保険料額）を適用すれば、生活保護を必要としない状態となる者について、より低い保険料額を適用することをいう。

(10) 保険料口座振替申込状況

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
口座振替登録者数	7,907	8,118	211
口座振替利用率	35.10%	35.68%	0.58%

令和 8 年 3 月 31 日現在

注) 生活保護受給者を除く

4 要介護・要支援認定の状況

(1) 要介護・要支援認定申請状況

令和7年度の要介護・要支援認定申請件数は30,514件あった。その主な内訳は、新規申請が10,103件(33.1%)、更新申請が14,627件(47.9%)となっている。

申請月	令和６年度 合 計	令和７年度 合 計	令和７年度内訳			令和７年度 申請取下・ 取消件数
			要介護・要支援認定申請件数			
			新規申請	更新申請	その他	
４月	2,438	2,491	908	1,101	482	80
５月	2,481	2,523	833	1,231	459	59
６月	2,381	2,456	817	1,185	454	78
７月	2,496	2,371	852	1,045	474	77
８月	2,172	2,531	816	1,239	476	73
９月	2,547	2,562	824	1,225	513	96
１０月	2,427	2,550	893	1,100	557	91
１１月	2,258	2,308	746	1,164	398	65
１２月	2,533	2,656	832	1,306	518	102
１月	2,734	2,858	929	1,437	492	100
２月	2,374	2,552	787	1,277	488	75
３月	2,472	2,656	866	1,317	473	85
合 計	29,313	30,514	10,103	14,627	5,784	981
割 合		100%	33.1%	47.9%	19.0%	

注1)「その他」の5,784件の内訳は、転入申請および区分変更申請である。

注2)申請取下・取消件数とは、認定申請があったもののうち取下・取消となった件数である。

(2) 要介護・要支援認定者数

令和8年3月31日現在、要介護・要支援認定を受けている人数は40,519人で、「要介護2」が最も多く21.0%を占め、次いで「要介護3」が15.7%となっている。

	令和6年度		令和7年度		令和7年度内訳		
	認定者数	比率	認定者数	比率	第1号被保険者数		第2号 被保険者数 (40～64才)
					前期高齢者 (65～74才)	後期高齢者 (75才以上)	
要支援1	4,626	11.8%	4,692	11.6%	529	4,085	78
要支援2	5,219	13.3%	5,415	13.4%	599	4,693	123
要介護1	5,800	14.8%	5,882	14.5%	469	5,338	75
要介護2	8,033	20.5%	8,498	21.0%	919	7,336	243
要介護3	6,089	15.5%	6,360	15.7%	590	5,609	161
要介護4	5,601	14.3%	5,765	14.2%	466	5,193	106
要介護5	3,877	9.9%	3,907	9.6%	412	3,326	169
合 計	39,245		40,519		3,984	35,580	955
割 合		100%		100%	9.8%	87.8%	2.4%

令和8年3月31日現在

(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数

第2号被保険者は特定疾病（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定められた16の疾病・疾患群）により要介護・要支援状態となった場合に限り、要介護・要支援認定者として認定される。令和8年3月31日までに申請があつて認定された第2号被保険者の人数は709人であつた。認定に至った特定疾病では、脳血管疾患によるものが最も多く、全体の44.1%を占めている。

特定疾病名	令和6年度		令和7年度		特定疾病名	令和6年度		令和7年度	
	人数	比率	人数	比率		人数	比率	人数	比率
脳血管疾患	302	43.8%	313	44.1%	脊柱管狭窄症	30	4.3%	33	4.7%
関節リウマチ	16	2.3%	15	2.1%	閉塞性動脈硬化症	2	0.3%	3	0.4%
初老期における認知症	42	6.1%	41	5.8%	後縦靱帯骨化症	7	0.7%	9	1.3%
糖尿病性神経障害等	41	5.9%	40	5.6%	慢性閉塞性肺疾患	8	1.2%	5	0.7%
両側膝股関節変形性関節症	18	2.6%	13	1.8%	筋萎縮性側索硬化症	14	2.0%	12	1.7%
パーキンソン病関連疾患	16	2.3%	22	3.1%	多系統萎縮症	7	1.0%	8	1.1%
脊髄小脳変性症	18	2.6%	17	2.4%	早老症	1	0.1%	1	0.1%
骨折を伴う骨粗鬆症	15	2.2%	7	1.0%	末期がん	153	22.2%	170	24.0%
合 計						690	100%	709	100%

(4) 要介護・要支援認定件数

認定月	令和6年度合計	令和7年度合計	令和7年度 認定件数内訳									増減
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	非該当	
4月	2,526	2,420	340	394	313	430	256	333	267	2,333	87	▲ 106
5月	2,182	2,427	406	379	356	355	288	288	285	2,357	70	245
6月	2,440	2,566	425	348	329	452	322	306	305	2,487	79	126
7月	2,542	2,703	455	407	374	406	325	344	326	2,637	66	161
8月	2,331	2,572	385	335	374	420	349	330	303	2,496	76	241
9月	2,028	2,319	326	288	296	422	342	333	267	2,274	45	291
10月	2,247	2,354	349	337	353	376	282	321	278	2,296	58	107
11月	2,240	2,248	364	352	304	308	281	296	294	2,199	49	8
12月	2,395	2,550	402	386	354	394	295	348	306	2,485	65	155
1月	2,045	2,217	305	358	281	356	269	322	288	2,179	38	172
2月	2,421	2,295	290	376	281	402	284	342	277	2,252	43	▲ 126
3月	2,449	3,049	444	418	412	464	418	484	353	2,993	56	600
合計	27,846	29,720	4,491	4,378	4,027	4,785	3,711	4,047	3,549	28,988	732	1,874
割合		100%	15.1%	14.7%	13.5%	16.1%	12.5%	13.6%	11.9%	97.5%	2.5%	

注) 介護認定審査会を経ない認定分（転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ）を含む。

【４ 要介護・要支援認定の状況】

（５）一次判定と二次判定の相関表

要介護・要支援認定は、認定調査結果と主治医意見書の一部を使ってコンピュータによる判定（一次判定）を最初に行う。次にその一次判定結果を基に、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容等をふまえて、介護認定審査会（合議体）が総合的に判断（二次判定）する。令和７年度の認定審査では、一次判定と二次判定の結果が同じものが 81.6％であった。また一次判定と二次判定の結果が異なったもののうち、二次判定が一次判定より重くなったものが 14.8％、二次判定が一次判定より軽くなったものは 3.6％であった。

		二次判定（認定要介護状態区分）								合 計	比 率
		非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
一 次 判 定	非該当	732	607	10	32	2				1,383	4.7%
	要支援 1		3,852	190	330	6				4,378	14.9%
	要支援 2			3,092	698	42				3,832	13.0%
	要介護 1			1,057	2,887	633	2			4,579	15.6%
	要介護 2					4,049	712			4,761	16.2%
	要介護 3						2,929	668		3,597	12.2%
	要介護 4						1	3,320	422	3,743	12.7%
	要介護 5							2	3,094	3,096	10.5%
合 計		732	4,459	4,349	3,947	4,732	3,644	3,990	3,516	29,369	
割 合		2.5%	15.2%	14.8%	13.4%	16.1%	12.4%	13.6%	12.0%		100%

注）転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ、特定疾病に該当しないため却下となった件数は含まない。

		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件数	比率	件数	比率
二次判定が	一次判定より重い	4,192	15.3%	4,354	14.8%
	一次判定と同じ	22,272	81.2%	23,955	81.6%
	一次判定より軽い	979	3.6%	1,060	3.6%
合 計		27,443	100%	29,369	100%

（６）要介護・要支援認定者の資格喪失者数

要介護・要支援認定を受けている者が、その認定有効期間内に足立区の被保険者としての資格を喪失した事由は、死亡による場合が最も多く 93.8％を占めている。

	令和 6 年度 合計	令和 7 年度 合計	転 出	死 亡	その他	増 減
件 数	6,803	6,614	321	6,207	86	▲ 189
割 合		100%	4.9%	93.8%	1.3%	

注）表中の「その他」は、医療保険脱退、住所地特例適用解除、介護保険適用除外施設入所、出国、職権による喪失である。ただし、職権による喪失のうち、病状悪化等により更新申請を取り消し、変更申請に切替えたものを除く。

(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数

医療・保健・福祉の学識経験者5人程度で構成される合議体で、要介護・要支援認定の審査・判定が行われている。令和7年4月1日に委嘱された任期2年の審査会委員で34の合議体を構成し、認定審査会（合議体）を合計746回開催した。

①認定審査会委員数（分野別）

②認定審査会（合議体）実績

令和8年3月31日現在

分野／職種		人数
医 療		37
医師		16
歯科医師		9
薬剤師		12
保 健		49
看護師・准看護師		18
保健師		5
理学療養士		12
作業療法士		7
栄養士		0
柔道整復師		7
福 祉		87
社会福祉士		33
精神保健福祉士		8
介護福祉士		33
介護支援専門員		5
生活相談員		1
社会福祉団体関係者		7
合 計		173

開催月	令和6年度			令和7年度		
	開催数	判定件数	平均件数	開催数	判定件数	平均件数
4月	66	2,465	37	68	2,389	35
5月	59	2,153	36	60	2,404	40
6月	66	2,413	37	62	2,525	41
7月	65	2,515	39	66	2,677	41
8月	62	2,299	37	65	2,544	39
9月	63	2,006	32	63	2,282	36
10月	66	2,218	34	65	2,325	36
11月	61	2,207	36	61	2,321	38
12月	64	2,351	37	63	2,417	38
1月	52	2,012	39	53	2,201	42
2月	63	2,483	39	55	2,401	44
3月	64	2,321	36	65	2,883	44
合 計	751	27,443	37	746	29,369	39

注）生活保護（介護扶助）分（令和7年度は270件）は除く

③訪問調査件数

令和6年度	令和7年度	増減
27,615	30,213	2,598

5 保 険 給 付 の 状 況

(1) 介護サービス別保険給付費（介護予防サービスを含む）

(千円)

サービス名／年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居宅	訪問介護	6,510,662	6,670,122	6,834,065	7,035,543	7,126,338	7,250,196
	訪問入浴	453,878	477,113	469,009	477,064	493,959	488,401
	訪問看護	1,831,772	2,109,554	2,308,779	2,582,342	2,894,832	3,234,966
	訪問リハビリ	223,416	255,814	270,265	274,571	263,558	264,997
	通所介護	5,511,498	5,780,887	5,929,338	6,331,312	6,615,821	6,764,013
	通所リハビリ	1,724,782	1,715,681	1,679,328	1,714,287	1,665,993	1,666,912
	福祉用具貸与	2,035,451	2,142,861	2,241,324	2,323,540	2,441,814	2,542,202
	短期入所生活介護	1,452,996	1,496,642	1,481,385	1,633,459	1,621,393	1,588,363
	短期入所療養介護（老健）	88,686	74,744	71,793	66,148	72,458	72,419
	短期入所療養介護（療養型）	27,260	12,226	－	－	－	－
	短期入所療養介護（介護医療院）	4,607	497	272	1,201	243	－
	居宅療養管理指導	962,907	1,070,125	1,149,938	1,255,270	1,366,745	1,466,170
	認知症対応型共同生活介護	2,033,058	2,025,258	2,027,479	2,070,224	2,045,694	2,105,380
	特定施設入居者生活介護	3,720,710	3,861,858	3,850,073	4,011,932	4,200,041	4,197,083
	地域密着型特定施設	－	－	－	－	－	－
	居宅介護支援	3,205,191	3,430,237	3,553,960	3,681,242	3,814,883	3,909,876
	夜間対応型訪問介護	23,906	16,091	15,130	12,499	11,064	11,839
	認知症対応型通所介護	789,594	742,394	739,546	819,933	838,545	850,746
	小規模多機能型居宅介護	673,124	721,689	696,535	713,314	732,033	722,169
施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	139,672	142,071	143,435	140,636	140,205	162,223
	看護小規模多機能型居宅介護	278,284	396,076	429,695	431,375	467,198	489,805
	地域密着型通所介護	1,762,380	1,780,690	1,802,847	1,920,399	1,902,575	1,891,062
	地域密着型介護老人福祉施設	－	－	－	－	－	－
	小 計	33,453,834	34,922,630	35,694,196	37,496,291	38,715,392	39,678,822
	特別養護老人ホーム	10,669,823	10,902,295	11,288,113	11,855,714	12,909,685	13,664,470
	老人保健施設	5,997,759	5,976,160	5,857,739	5,927,359	6,049,170	5,925,576
	療養型医療施設	517,677	408,612	273,410	244,438	3,543	144
	介護医療院	188,476	264,874	426,837	472,634	662,087	794,801
	小 計	17,373,735	17,551,941	17,846,099	18,500,145	19,624,485	20,384,991
償還払	福祉用具購入	71,932	68,439	79,135	83,335	87,548	89,362
	住宅改修	164,155	175,262	163,593	168,624	172,810	181,154
	小 計	236,087	243,701	242,728	251,959	260,358	270,516
高額介護サービス費（公費）		367,304	385,107	390,308	409,683	430,947	449,089
高額介護サービス費（区支払分）		1,347,188	1,315,815	1,247,092	1,311,948	1,404,055	1,467,564
高額医療合算介護サービス費		203,874	201,202	212,923	209,999	232,858	250,086
特定入所者介護サービス費		1,801,951	1,635,799	1,512,036	1,558,599	1,587,191	1,606,262
審査支払手数料		55,226	58,064	60,218	62,571	65,103	67,449
そ の 他		－	－	－	－	－	－
総 計		54,839,199	56,314,259	57,205,600	59,801,195	62,320,389	64,174,779

(2)介護サービス受給者数の推移(介護予防サービスを含む)

各月末／受給者数	受給者数				認定者数	認定者に対する 受給率
		居 宅	地域密着	施 設		
令和7年3月（1月サービス分）	32,673	23,240	4,090	5,343	39,245	83.3%
令和7年6月（4月サービス分）	32,765	23,247	4,089	5,429	39,808	82.3%
令和7年9月（7月サービス分）	33,180	23,604	4,112	5,464	40,443	82.0%
令和7年12月（10月サービス分）	33,764	23,980	4,202	5,582	40,550	83.3%
令和8年3月（1月サービス分）	33,768	24,103	4,154	5,511	40,519	83.3%

※ 令和8年3月末の「受給者数」（1月サービス分）33,768人は、令和7年3月末より1,095人、3.3%増加した。

※ 居宅受給者数には、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。

(3)要介護度別居宅サービス利用状況

訪問介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数（人）	17,677	34,123	21,319	15,084	11,464	99,667

訪問入浴介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数（人）	46	354	1,048	1,784	4,176	7,408

訪問看護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数（人）	8,941	21,588	15,118	10,971	8,579	65,197

訪問リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数（人）	600	2,228	1,565	1,336	874	6,603

通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数（人）	19,998	29,631	18,426	10,841	4,539	83,435

通所リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数（人）	3,598	8,564	5,158	2,801	1,257	21,378

福祉用具貸与	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数（人）	19,757	59,095	36,504	25,346	16,560	157,262

※福祉用具貸与品目別件数

品 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
車いす	2,546	16,504	17,327	16,271	12,076	64,724
車いす付属品	558	3,803	4,517	4,734	4,895	18,507
特殊寝台	2,279	35,201	24,799	18,912	13,832	95,023
特殊寝台付属品	7,085	109,996	80,093	63,236	46,465	306,875
床ずれ防止用具	151	1,826	2,550	4,398	7,764	16,689
体位変換器	7	268	277	936	3,630	5,118
手すり	25,677	79,261	60,956	38,677	12,487	217,058
スロープ	711	3,001	3,524	3,942	3,911	15,089
歩行器	9,713	24,148	13,268	7,135	1,968	56,232
歩行補助つえ	2,014	6,223	3,814	1,753	614	14,418
認知症老人徘徊感知機器	31	130	356	420	158	1,095
移動用リフト	77	647	695	715	466	2,600
自動排泄処理装置	0	0	0	4	11	15

【 5 保険給付の状況】

短期入所生活介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数 (人)	1,282	3,076	5,039	4,313	2,359	16,069
短期入所療養介護 (老健)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数 (人)	65	144	244	215	170	838
居宅療養管理指導	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数 (人)	13,156	27,138	25,902	22,948	18,530	107,674
特定施設入居者生活介護 (短期利用)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数 (人)	2	1	20	16	13	52
特定施設入居者生活介護 (短期利用以外)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数 (人)	2,797	4,092	3,867	4,905	3,437	19,098
福祉用具販売	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
費用額 (円)	9,965,624	21,292,587	15,936,675	14,516,335	8,301,811	70,013,032
住宅改修	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
費用額 (円)	27,909,955	36,141,387	22,073,427	16,522,232	8,386,852	111,033,853
居宅介護支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
費用額 (円)	740,775,944	1,252,139,312	868,377,929	539,183,414	326,010,780	3,726,487,379

(4) 要支援度別介護予防サービス利用状況

介護予防訪問入浴	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	1	23	24
介護予防訪問看護	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	2,241	4,990	7,231
介護予防訪問リハ	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	170	523	693
介護予防通所リハ	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	1,454	3,331	4,785
介護予防福祉用具貸与	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	6,796	19,554	26,350
介護予防短期入所生活介護	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	41	106	147
介護予防短期入所療養介護 (老健)	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	0	3	3
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	2,504	3,998	6,502
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数 (人)	683	851	1,534
介護予防福祉用具販売	要支援 1	要支援 2	計
費用額 (円)	7,215,488	12,136,989	19,352,477
介護予防住宅改修	要支援 1	要支援 2	計
費用額 (円)	36,772,386	33,439,708	70,212,094
介護予防支援	要支援 1	要支援 2	計
費用額 (円)	54,683,224	128,705,790	183,389,014

(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況

看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	0	0	1	0	1	2

看護小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	74	212	242	552	422	1,502

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	82	180	155	233	150	800

夜間対応型訪問介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	34	99	140	139	125	537

認知症対応型通所介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	840	1,535	1,906	1,503	954	6,738

小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	0	1	1	0	0	2

小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	359	687	752	729	330	2,857

認知症対応型共同生活介護(短期利用)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	890	1,640	2,372	1,408	975	7,285

地域密着型通所介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	8,712	12,335	6,122	2,869	1,237	31,275

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数(人)	23	17	40

介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数(人)	47	80	127

介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要支援 1	要支援 2	計
延べ利用者数(人)		17	17

(6) 要介護度別施設サービス利用状況

介護福祉施設	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	91	392	12,787	20,453	12,459	46,182

介護老人保健施設	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	991	2,374	5,060	6,256	3,742	18,423

介護医療院	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
延べ利用者数(人)	14	37	118	523	1,288	1,980

【 5 保険給付の状況】

(7) 高額介護（介護予防）サービス費

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額を超えたとき、超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給される。

また、同一世帯に複数の要介護者等がいるときには、世帯全体の負担額が基準を超えた場合にも支給される。

この場合の利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割～3割負担相当額をい、福祉用具購入費、住宅改修費の1割～3割負担や、施設での食費、居住費およびその他の日常生活費等についての利用料は対象外である。

ア 利用者負担第4段階

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	12,472	13,466	5,455	8,011	994
給付費（円）	275,701,041	297,581,217	78,361,811	219,219,406	21,880,176

(ア) 利用者負担第4段階（現役並み所得者Ⅲ）

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	90	105	86	19	15
給付費（円）	833,639	1,868,211	1,600,626	267,585	1,034,572

(イ) 利用者負担第4段階（現役並み所得者Ⅱ）

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	601	415	124	291	▲ 186
給付費（円）	12,810,156	8,436,869	2,286,720	6,150,149	▲ 4,373,287

(ウ) 利用者負担第4段階（現役並み所得者Ⅰ、一般）

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	11,781	12,946	5,245	7,701	1,165
給付費（円）	262,057,246	287,276,137	74,474,465	212,801,672	25,218,891

イ 利用者負担第3段階

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	30,522	31,331	4,542	26,789	809
給付費（円）	300,725,117	320,093,673	70,163,895	249,929,778	19,368,556

ウ 利用者負担第2段階

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	52,995	53,381	4,075	49,306	386
給付費（円）	819,880,182	840,565,812	51,740,405	788,825,407	20,685,630

エ 利用者負担第1段階

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	32,399	34,168	0	34,168	1,769
給付費（円）	438,796,283	458,441,900	0	458,441,900	19,645,617

オ 合計

	令和6年度合計	令和7年度合計	世帯合算	その他	増減
件数	128,388	132,346	14,072	118,274	3,958
給付費（円）	1,835,102,623	1,916,682,602	200,266,111	1,716,416,491	81,579,979

(8) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、一定の基準額を500円以上超えたとき、超えた分が申請により高額医療合算介護サービス費として支給される。

ただし、同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できない。

		令和6年度	令和7年度	増減
現役並み所得者 （上位所得者）	件数	243	262	19
	給付費（円）	20,508,909	21,192,473	683,564
一般	件数	911	968	57
	給付費（円）	45,943,600	49,569,411	3,625,811
低所得者Ⅱ	件数	2,196	2,403	207
	給付費（円）	72,007,255	79,664,411	7,657,156
低所得者Ⅰ	件数	3,063	3,189	126
	給付費（円）	94,397,885	99,659,877	5,261,992
合 計	件数	6,413	6,822	409
	給付費（円）	232,857,649	250,086,172	17,228,523

【 5 保険給付の状況】

(9) 利用者負担額認定状況

ア 特定入所者介護サービス費支給件数（令和8年3月31日現在）

低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合および低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について、補足給付として特定入所者介護（予防）サービス費が支給される。施設等に直接支払われる現物給付であり、対象者から徴収される食費・居住費は負担限度額までとなる。

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	短期入所介護	合計件数
第1段階（高齢福祉年金受給者・生保受給者）	180	471	27	885	1,563
第2段階（住民税世帯非課税者で下記の場合）※	478	147	11	569	1,205
第3段階①	378	133	11	424	946
第3段階②	713	229	29	785	1,756
計	1,749	980	78	2,663	5,470

※第2段階は住民税非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入が80万9,000円以下

イ 生計困難者に対する利用料助成事業(都制度)

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度
目的：低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。
- ② 介護保険サービス提供者による生計困難者に対する利用者負担軽減制度
目的：国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度」事業の対象サービスを拡大し、軽減主体についても、全ての事業者に拡大することにより、より公平で利用しやすいものとする。

	軽減者数	助成延べ件数	助成額(円)
令和3年度	228	1,302	9,173,397
令和4年度	245	1,609	10,434,191
令和5年度	290	1,730	13,071,732
令和6年度	286	1,888	14,030,893
令和7年度	328	2,148	16,257,344

ウ 介護保険サービス利用料軽減事業(区独自制度)

生計困難者に対する利用料助成事業（都制度）の利用者に対して、区独自補助として介護サービス利用料の一部を支給することで更なる負担軽減を図る。

	支給者数	支給延べ件数	支給額(円)
令和6年度	121	584	3,603,910
令和7年度	165	1,384	8,976,809

6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化

(1) 介護サービス事業所数（令和8年3月31日現在）

	サービス種類	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	増減
居宅	訪問介護	217	219	2
	訪問入浴介護	10	11	1
	訪問看護	107	104	-3
	訪問リハビリテーション	4	3	-1
	通所介護（地域密着型通所介護を除く）	105	105	0
	通所リハビリテーション	11	13	2
	福祉用具貸与	48	51	3
	短期入所生活介護	43	42	-1
	短期入所療養介護	1	1	0
	特定施設入居者生活介護	31	34	3
	特定福祉用具販売	47	51	4
	居宅介護支援	195	199	4
	小 計	819	833	14
地域密着型	認知症対応型共同生活介護	36	36	0
	夜間対応型訪問介護	1	1	0
	認知症対応型通所介護	25	23	-2
	小規模多機能型居宅介護	13	12	-1
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	5	0
	看護小規模多機能型居宅介護	5	6	1
	地域密着型通所介護	78	71	-7
	小 計	163	154	-9
施設	介護老人福祉施設	31	33	2
	介護老人保健施設	14	14	0
	介護療養型医療施設	0	0	0
	介護医療院	3	4	1
	小 計	48	51	3
合 計		1,030	1,038	8

(2) 老人福祉施設等新規一覧（令和8年3月31日現在）

指定日	事業所名	所在地	事業種別
3/1	ハピネスもとき	本木1-14-13	特別養護老人ホーム
3/15	はなはた三清荘	花畑3-1-2	特別養護老人ホーム

(3) 足立区介護保険事業者連絡会

区内事業者および区内を営業エリアとする指定事業者との連絡調整を行っている。

事務局：足立区介護保険課

令和 7 年度開催状況

開催日	開催内容
令和8年3月25日～令和8年5月11日	令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に関する事務処理手順、ケアプランデータ連携システム活用促進事業について ほかに（オンライン配信）

(4) 審査請求

令和 7 年度に東京都介護保険審査会へ審査請求した件数

種 別	令和 6 年度受理件数 (うち取下げ件数)	令和 7 年度受理件数 (うち取下げ件数)
保険給付に関する処分（要介護・要支援認定に関する処分等を含む）	2 件（0 件）	1 件（0 件）
保険料その他徴収金に関する処分	0 件（0 件）	1 件（0 件）

(5) 事業者への運営指導結果

種 別	R6年度 実施数	R7年度 実施数	R7年度内訳		
			改善指摘有	うち返還有	改善指摘無
訪問介護	0	0	0	0	0
居宅介護支援（予防含む）	11	22	21	15	1
通所介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	3	6	6	5	0
通所リハビリ（予防含む）	4	4	4	0	0
短期入所生活介護（予防含む）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（予防含む）	4	4	3	1	1
介護老人保健施設	2	2	2	1	0
介護老人福祉施設	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護（予防含む）	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（予防含む）	0	4	4	2	0
認知症対応型通所介護（予防含む）	0	4	4	1	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護支援（予防含む）	2	2	2	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
合 計	26	48	46	25	2

※ 令和7年度中に運営指導をした事業所の算定済自主返還額合計（令和8年8月31日現在）

22事業所 43,895,853円

(6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括支援センターの相談状況

	相談先	R6年度	R7年度	増減
新規相談件数	介護保険課	283	417	134
	基幹地域包括支援センター	382	386	4
(再掲) 苦情相談件数	介護保険課	0	0	0
	基幹地域包括支援センター	5	9	4

※ 基幹地域包括支援センターの件数は、高齢者相談のみ

※ 同一案件で両方に相談があったものは、基幹地域包括支援センターの件数として計上

(7) 事故報告件数

No	事故 サービス種別	死亡	骨折	出血	打撲	感染症	その他	合計
①	特別養護老人ホーム	10	188	27	8	78	49	360
②	有料老人ホーム	9	133	24	11	21	53	251
③	通所介護	1	22	12	6	11	49	101
④	介護老人保健施設	4	48	6	1	35	6	100
⑤	ショートステイ	3	35	3	0	10	13	64
⑥	認知症対応型グループホーム	2	27	3	4	6	5	47
⑦	その他	4	26	5	3	64	50	152
合 計		33	479	80	33	225	225	1075

※ 令和7年度に報告があった件数を計上

(8) 介護給付適正化実施状況

項 目	実施状況
要介護認定の適正化	認定訪問調査の状況 区職員等・事務受託法人・民間事業所の組み合わせにより実施 ①区職員等の実施率 2.5% ②委託調査に対する区職員等の事後点検実施率 100%
ケアプランの点検	(1)実施件数(対象サービス計画数) 135件 (2)実施方法 事業所を訪問して提示を求める。 (3)点検の視点 ①自立支援に資するプランになっているか ②サービス種類数 ③同一法人の計画状況 ④サービス回数や時間の妥当性 ⑤生活援助の算定条件等、算定条件とサービス内容の適合性など (4)点検担当者の資格別人数 介護支援専門員 6名 (5)ケアプランの点検による過誤申立件数および金額 15件 42,979,106円
住宅改修	(1)施工前の訪問調査の実施率 0% (2)施工後の現地確認の実施率 0% (3)事前審査の視点 ①利用者の状態から見た必要性 ②利用者宅の環境から見た必要性 ③金額の妥当性など (4)住宅改修に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
福祉用具	福祉用具購入・貸与に関する調査(福祉用具の利用の適正や同種目用具購入の必要性を確認する場合に実施) (1)調査件数 0件 (2)福祉用具購入・貸与に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
介護給付費通知	(1)実施件数 0件 (2)実施方法 利用者の申出に基づき区で通知書を作成・発送 (3)作成対象 居宅サービス、施設サービス、福祉用具貸与価格に関する項目 (4)介護給付費通知による過誤申立件数および金額 0件 0円
医療情報との突合	医療情報との突合(国保連への業務委託により実施) (1)突合した月数 12 月分 (2)過誤申立件数および金額 0件 0円
縦覧点検	縦覧点検(国保連への業務委託および職員により実施) (1)点検月数 12 月分 (給付実績で整合性の確認が出来るものについて実施) (2)縦覧点検費通知による過誤申立件数および金額 6件 76,770円

7 地域支援事業

地域支援事業は65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」に大別され、その財源は保険給付費と同じく公費および保険料でまかなわれている。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の高齢者が要支援状態・要介護状態になることを予防し、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための事業である。心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅において活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。

訪問型・通所型サービス事業		サービス利用者数	実績額（円）
訪問型サービス (第1号訪問事業)	要支援者等に対して、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	1,562	313,384,073
通所型サービス (第1号通所事業)	要支援者等に対して、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を提供	2,751	757,307,673

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
介護予防把握事業				
介護予防事業の対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に調査票「介護予防チェックリスト」による調査を行い、調査結果から介護予防事業の対象者を把握して介護予防事業への参加を促す。 また、調査結果を分析し、介護予防事業の計画に反映させる。	—	—	10,580,761
介護予防普及啓発事業				
はじめてのフレイル予防教室	要介護状態になる可能性の高い方に対し、介護予防運動指導員等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動機能強化、口腔ケア、栄養指導、認知症ケア等総合メニューの事業を実施することにより要介護・要支援状態になることを防止し、高齢者福祉の増進をはかる。 また、個別の計画を作成し、有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動等を実施し、運動機能を向上させるための支援や口腔ケア、栄養指導を行う。 (実施回数は60クール、1クール全12回の連続講座)	589 (実人数)	60	25,846,400
介護予防教室	地域包括支援センターが介護予防に関する知識の普及・啓発のための教室を開催。認知症予防、転倒予防、口腔ケア、栄養改善、高齢者の健康づくり等で、予防を主眼としたものが対象となる。	6,927 (延人数)	429	3,960,000

【 7 地域支援事業】

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
介護予防普及啓発事業				
はつらつ教室	屋内で気軽に介護予防に取り組めるよう、運動・口腔・栄養といった、フレイル予防に必要な要素全て学べることを目的とした教室を開催。	611 (実人数)	142	12,270,208
ふれあい湯遊う	高齢者を対象に開放的で、かつ他の人とのコミュニケーションを取りやすい銭湯で、フレイル予防のレクリエーション（体操、脳トレ、工作など）に取り組んだ後に入浴。	2,957 (延人数)	283	21,711,280
介護予防事業案内作成等	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、調査票「介護予防チェックリスト」を郵送。また、返送があった調査票の回答をもとに、結果票「結果アドバイス票」を郵送。	—	—	12,614,122
地域介護予防活動支援事業				
元気応援ポイント事業	介護サービスを利用していない高齢者が、事業受入施設でボランティア活動を行った場合に、その高齢者に対して活動交付金を交付。年間3,000ポイント以上の活動実績があり、交付決定を5年間受けるごとに、褒状と記念品を交付。	2,863	411 (受入施設数)	6,805,496

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業では、総合相談支援業務・権利擁護業務・介護予防ケアマネジメント事業・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。

(実績額 914,863,191円)

地域包括支援センター

高齢者やその家族等からの健康や介護に関するさまざまな相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関、サービス実施機関との連絡調整等を行っている。

地域包括支援センター一覧

名 称	所在地	担当地域
基幹	梅島 2-1-20	梅島、中央本町 1、島根
あだち	足立 4-13-22	足立、中央本町 2、梅田 1
伊興	伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
入谷	入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
梅田	梅田 2-15-12	梅田 2～8
扇	興野 2-22-27	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
江北	江北 5-14-5	江北、堀之内
さの	佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田 2～5
鹿浜	皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新田	新田 3-4-10	新田、宮城、小台
千住西	千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東 1
千住本町	千住 5-13-5	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
中央本町	中央本町 4-14-20	中央本町 3～5、青井 1・3～6、西加平
東和	東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和 1・3
中川	中川 4-2-14	東和 2・4・5、中川、大谷田 1
西綾瀬	西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井 2
西新井	西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	花畑 4-39-11	花畑、南花畑 5
一ツ家	一ツ家 4-2-15	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑 1～4
日の出	日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東 2
保木間	保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	本木 1-4-10	関原、本木
六月	六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

【 7 地域支援事業】

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分事業）

事業名	事業内容および令和7年度事業実績
認知症連携事業	認知症地域支援推進員を設置し、医療機関、介護事業所、認知症疾患医療センター等との協働により、認知症の人やその家族に対する地域での支援体制の構築に向け、医療と介護の連携強化を進めていく。 事業費：30,440,761円 認知症地域支援推進員5人
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の関係者の連携強化を進めていく。 事業費：51,914,514円 在宅療養支援コーディネーター5人
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置により、住民等の多様な主体間の連携・協働と地域資源の開発及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とマッチングを図る。 事業費：55,817,952円 第1層生活支援コーディネーター5人 第2層生活支援コーディネーター25人
認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 事業費：63,000円
地域ケア会議推進事業	医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、解決に必要な資源開発や地域ネットワークの構築へつなげる。 事業費：8,554,813円

(4) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者や要介護認定者を介護している人に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として実施する。

事業名	事業内容および令和7年度事業実績
家族介護支援事業	要介護認定者を介護する家族等に対して、介護方法や外部サービスの利用方法についての情報提供等の支援を行う。
家族介護慰労金支給事業	在宅で重度の要介護認定者を介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 事業費：800,000円(⑩100千円×8件)
家族介護者教室	要介護高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした教室を開催する。 事業費：19,137,039円 委託先：地域包括支援センター25か所 開催数：175回
その他の事業	被保険者の地域での自立した日常生活のために必要な支援を行う
成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、申立費用及び成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬を負担することが困難である者に対し、要綱に基づき費用の全額又は一部を助成する。 事業費：23,388,300円（区長申立てに要する費用：65件、精神鑑定料：3件、本人・親族申立て費用助成：22件、区長申立て報酬費用助成：40件、本人・親族申立て報酬費用助成：57件）
住宅改修理由書作成業務助成事業	居宅介護住宅改修費の保険給付を希望する要介護認定者に対して、必要な相談・援助を行う居宅介護支援事業者等を助成することにより、要介護認定者の在宅における継続的な支援を図ることを目的とする。 事業費：80,000円(②2,000×40件)
認知症高齢者支援事業	認知症の人やその家族の応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる足立区を目指す。 事業費：1,631,017円 認知症サポーター3,372人養成
ひとり歩き高齢者等位置検索サービス費用助成事業 （旧：徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業）	認知症により外出時に行方不明になるおそれがある、要支援若しくは要介護認定を受けた在宅高齢者を介護する区内在住の親族に対し、位置検索サービス事業者と契約した際の加入料（一人一回限り）と月額利用料の一部を助成する（令和7年度より、検索料から月額利用料に変更）。 事業費：102,245円（加入料：7件、月額利用料：延べ49月、検索料：2件） ※助成上限額は加入料：5,250円、月額利用料：1,500円（検索料：1,500円）

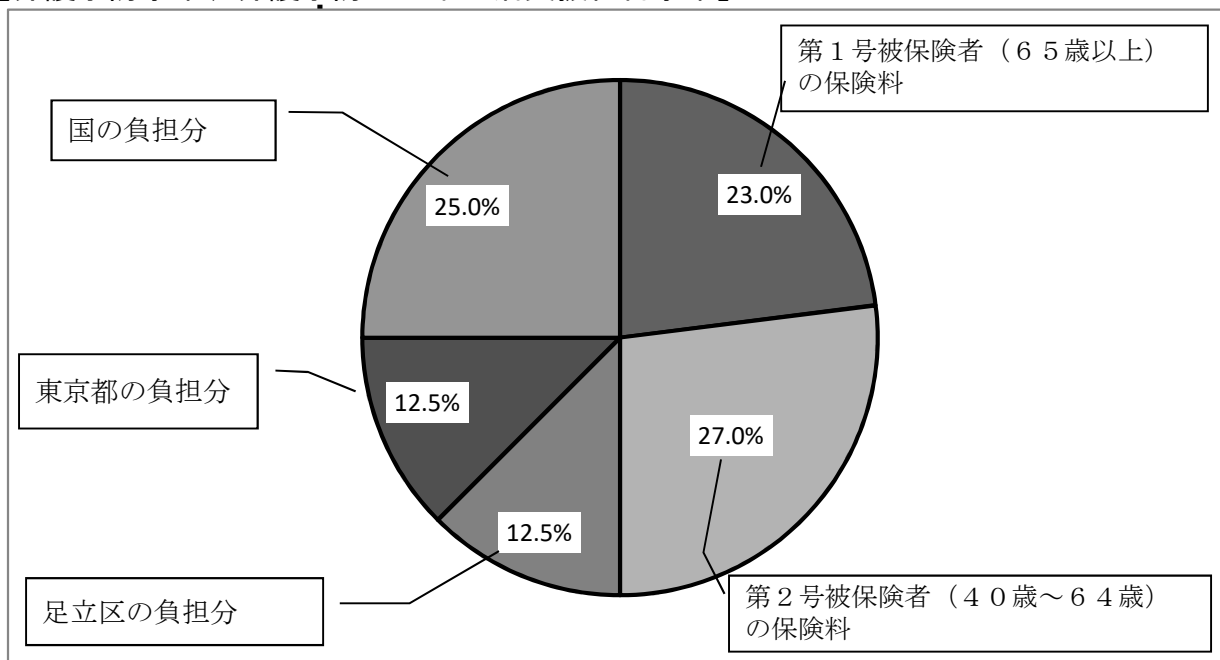
(5) 地域支援事業の事業規模と財源構成

地域支援事業の必要な費用は、第1号保険料と公費等の交付金を財源とする。その算定基礎となる事業規模は、総合事業開始前年度の予防給付と介護予防事業の合計額に75歳以上高齢者の伸び率を乗じた上で、当該年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援費を控除した額を原則の上限額としている。また、包括的支援事業については、別枠で上限額を設定している。財源構成については、以下のとおりである。

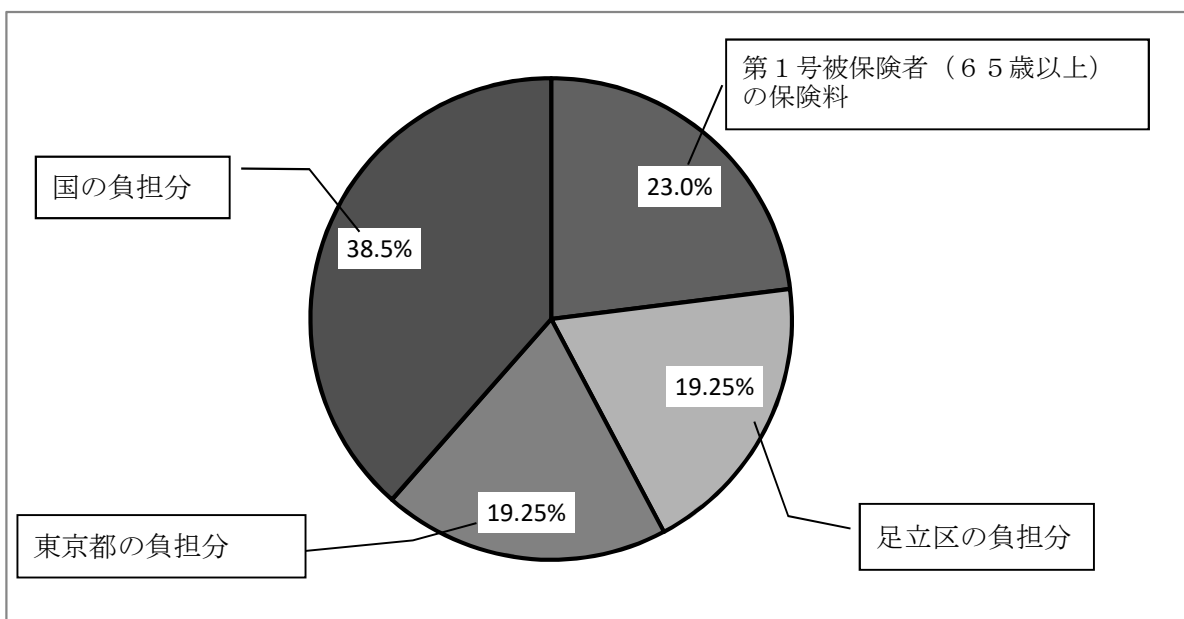
単位：円

	令和6年度	令和7年度	増減
介護予防・日常生活支援総合事業	1,393,403,487	1,431,647,831	38,244,344
包括的支援事業・任意事業	1,129,167,944	1,155,810,902	26,642,958
合 計	2,522,571,431	2,587,458,733	64,887,302

【介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



8 物価高騰対策

物価高騰対策として、介護事業所を支援するため、以下の事業を実施した。

事業名	事業内容									
介護サービス等事業所への物価高騰支援を目的とした足立区独自の特別給付金の支給	物価高騰の影響が大きい光熱水費、ガソリン代等の経費に対し、特別給付金として支給した。 <table><tr><td>■主な実績</td><td>【令和6年度】</td><td>【令和7年度】</td></tr><tr><td>(1) 延事業所数</td><td>858件</td><td>973件</td></tr><tr><td>(2) 執行額</td><td>219,663千円</td><td>269,313千円</td></tr></table>	■主な実績	【令和6年度】	【令和7年度】	(1) 延事業所数	858件	973件	(2) 執行額	219,663千円	269,313千円
■主な実績	【令和6年度】	【令和7年度】								
(1) 延事業所数	858件	973件								
(2) 執行額	219,663千円	269,313千円								

9 その他の事業

(1) 足立区介護従事者永年勤続褒賞事業

区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者を永年勤続褒賞として顕彰することを目的とする。

ア 褒賞者数 691人 (うち常勤職員 526人 非常勤職員 165人) (令和6年度 776人)

内訳 : 勤続年数が15年以上の者 149人
 : 勤続年数が10年以上15年未満の者 218人
 : 勤続年数が5年以上10年未満の者 324人

〔※令和6年度：勤続年数が15年以上の者 148人
 : 勤続年数が10年以上15年未満の者 261人
 : 勤続年数が5年以上10年未満の者 367人〕

イ 推薦法人および事業所数 106法人 251事業所 (令和6年度 114法人 272事業所)

ウ サービス種別褒賞者数

サービス種別	褒賞者数	サービス種別	褒賞者数
居宅介護支援	49	地域包括支援センター	14
介護予防支援	0	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (24時間地域巡回型訪問サービス)	4
訪問介護	110	夜間対応型訪問介護	1
訪問入浴介護	3	認知症対応型通所介護	13
訪問看護	31	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	17
訪問リハビリテーション (機能訓練)	0	小規模多機能型居宅介護	13
通所介護 (デイサービス)	90	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	6
通所リハビリテーション (デイケア)	14	地域密着型通所介護	16
短期入所生活介護 (ショートステイ)	8	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	119
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	0	介護老人保健施設	78
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	83	介護医療院	16
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	6	軽費老人ホーム (ケアハウス・都市型)	0
合計			691人

(2) 認知症介護実践者研修等

開催年月日	講師	参加者数	具体的な内容
R7 年 7 月 14 日 ～ R7 年 9 月 5 日 (6 日間)	医療法人社団 大和会 大内病院 谷 将之氏 外 10 名	17 人	令和 7 年度第 1 回 認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支え、自立を支援するための実践的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもとより、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目的とし、講義、演習を6日間、自施設・事業所で 4 週間の実習を行う。
R8 年 1 月 16 日 ～ R8 年 3 月 3 日 (6 日間)	医療法人社団 大和会 大内病院 谷 将之氏 外 10 名	25 人	令和 7 年度第 2 回 認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支え、自立を支援するための実践的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもとより、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目的とし、講義、演習を6日間、自施設・事業所で 4 週間の実習を行う。
R8 年 3 月 11 日	株式会社KITEカン パニー代表取締役 八月朔日 晃一氏	14 人	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修 認知症介護実践者等研修の修了者が地域で活躍することを後押しするとともに、地域における認知症支援ネットワークの構築を進める。

(3) 複合介入型はつらつ高齢者促進事業

足立区第 2 の LINE 公式アカウント「あだち脳活ラボ」を活用し、より多くの高齢者が気軽に「いつでも、どこでも、誰とでも、お一人でも、何回でも」介護予防・認知症予防に取り組める環境を整備した。

また、あだち脳活ラボの登録サポートや各コンテンツを学ぶ集合型スマホ教室の「登録サポート会」、あだち脳活ラボの登録者向けにスマホ操作全般に対する個別相談を行う「スマホよろず相談」を開催した。

項目	事業内容	実施回数	参加人数
あだち脳活ラボ	より多くの高齢者が、気軽に楽しみながら介護予防や認知症予防に取り組めるよう作られた足立区第 2 の LINE 公式アカウントを運用。	—	7,527 人 (登録者数)
登録サポート会	「あだち脳活ラボ」の登録サポートや各コンテンツ利用方法を学ぶ集合型スマホ教室を実施。	62 回	416 人
スマホよろず相談	「あだち脳活ラボ」に関連したスマホ操作に関する個別相談・登録サポートを実施。	58 回	304 人

(3) 広報活動等

種別	広報等の内容
広報紙 (あだち広報)	ア 4月25日号…65歳以上の方の介護保険料軽減制度の案内 イ 6月10日号…軽減制度と負担額軽減認定者の周知 ウ 6月25日号…介護保険料の決定通知書を7月に郵送 エ 8月25日号…元気応援ポイント事業 オ 10月25日号…高齢者等実態調査 カ 11月10日号…介護の日フェスティバル キ 2月25日号…家族介護慰労金の支給 ク 2月25日号…住宅改修費・福祉用具購入費の支給 ケ 3月25日号…8年度介護保険料の仮算定通知書を4月に郵送
パンフレット および小冊子	ア 「みんなで支え合おう介護保険」…介護保険制度や利用方法について、区民に周知するためのパンフレットを作成し、介護保険課・福祉事務所・地域包括支援センターの各窓口で配布している。 イ 「介護保険ガイドブック」…介護保険制度と事業について説明した小冊子「介護保険ガイドブック」を、65歳年齢到達者・転入者（第1号被保険者のみ）に対して、介護保険被保険者証とともに送付している。 ウ 「介護だより」…保険料の決まり方、納め方や保険料の軽減制度等を掲載したリーフレットを作成し、介護保険料決定通知書とともに送付している。 エ 「要支援の認定を受けた方へ」「要介護の認定を受けた方へ」…介護サービスの利用手順をはじめとする各種サービスについての案内を、認定結果通知書とともに送付している。 オ 「介護予防事業に参加して生活と健康を維持しませんか」…認定審査の結果、「非該当（自立）」と判定された方へ、介護予防事業および地域包括支援センターの案内を、認定結果通知書とともに送付している。 カ 「介護保険外の高齢者サービスのご案内」…65歳年齢到達者・転入者（第1号被保険者のみ）に対して、在宅支援サービスや介護予防事業などの案内を介護保険被保険者証とともに送付している。また、認定申請をされた方に、認定結果通知書とともに送付している。
説明会 (講演会)	町会・自治会等からの介護保険制度についての説明依頼や、家族の介護に携わる区民からの要望に応える形で職員の派遣を行っている。また、地域文化課で実施している「学び情報提供サービス」の依頼に応じて、職員の派遣を行っている。
ホームページ	足立区ホームページ…トップページ>メニュー>戸籍・税・保険>介護保険> ア 介護保険の概要・案内 イ 介護保険の認定 ウ 介護保険サービス エ 介護保険料 オ 介護保険関連事業所向け情報 カ 人材育成情報

資料1 令和7年度の組織および分掌事務

福祉部 高齢者施策推進室

介護保険課

40名
(34名)

介護保険係

5名
(2名)

- 1 介護保険・障がい福祉専門部会に関すること。
- 2 介護保険制度の周知・普及に関すること。
- 3 介護従事者永年勤続褒賞に関すること。
- 4 元気応援ポイント事業に関すること。
- 5 介護保険業務委託の調整に関すること。
- 6 課内他の係に属しないこと。

介護保険調整担当

1名

- 1 介護保険特別会計に関すること。
- 2 介護保険事業計画に関すること。
- 3 高齢者等実態調査に関すること。

資格保険料係

7名
(8名)

- 1 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
- 2 住所地特例者の管理に関すること。
- 3 適用除外者の管理に関すること。
- 4 被保険者証に関すること。
- 5 保険料の賦課及び減免に関すること。
- 6 保険料の収納計画及び収納管理に関すること。
- 7 保険料の口座振替に関すること。
- 8 保険料の督促及び催告に関すること。
- 9 保険料の徴収及び納付指導に関すること。
- 10 保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- 11 保険料納付証明に関すること。
- 12 保険料の滞納整理に関すること。

介護認定係

7名
(12名)

- 1 要介護認定の申請に関すること。
- 2 要介護認定に係る訪問調査に関すること。
- 3 主治医意見書に関すること。
- 4 要介護認定の決定に関すること。
- 5 受給資格証明書に関すること。
- 6 介護認定審査に関すること。

保険給付係

6名
(5名)

- 1 受給者情報管理に関すること。
- 2 介護保険の給付管理に関すること。
- 3 総合事業の給付管理に関すること。
- 4 高額介護サービス費等に関すること。
- 5 償還払及び一部負担金に関すること。
- 6 利用者負担軽減に関すること。
- 7 介護サービス事業者等への連絡・調整に関すること。
- 8 高額介護サービス費等の貸付に関すること。
- 9 介護サービスの適正化に関すること。

介護事業者支援係

6名
(1名)

- 1 地域密着型サービス事業所の設置支援に関すること。
- 2 地域密着型サービス事業所の指定に関すること。
- 3 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の整備事務等に関すること。
- 4 総合事業の指定に関すること。
- 5 福祉サービス第三者評価に関すること。
- 6 居宅介護支援事業所の指定に関すること。
- 7 介護支援専門員(主任を除く)の研修に関すること。

介護保険システム担当

1名

- 1 介護保険システムに関すること。

事業者指導係

7名
(6名)

- 1 介護サービス事業者の指導に関すること。
- 2 地域密着型サービス事業者の指導・監督に関すること。
- 3 老人保健施設の指導及び監査に関すること。
- 4 介護保険制度の相談・苦情に関すること。

※ 会計年度任用職員 34名内訳
 専門 26名
 補助 8名

資料2 足立区地域保健福祉推進協議会および 介護保険・障がい福祉専門部会

足立区地域保健福祉推進協議会は、当区における地域保健福祉を推進するために設置された区長の附属機関である。委員の任期は2年、委員定数は50名以内としている。協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉等各種団体連合会、区民、区議会、行政など幅広い分野からの代表者で構成しており、区長の諮問に応じて、地域保健福祉の推進に関する事項や介護保険事業計画の策定等について、調査・研究・協議を行っている。

また、協議会の所掌事項は多岐にわたるため、専門事項の調査研究を担当するための部会を設置している。介護保険事業及び関連事業については、平成12年度より介護保険専門部会を設置している。平成17年度からは障がい福祉施策についても調査・検討を行うため、介護保険・障がい福祉専門部会として活動している。

(1) 令和7年度開催状況

ア 足立区地域保健福祉推進協議会

第1回（令和7年7月30日）

（報告事項）

- ・ 第2期足立区子育てサロン整備計画の策定について
- ・ 重層的支援体制の整備における地域づくり事業の実施に
- ・ 令和6年度福祉まると相談課の事業実績について
- ・ 「(仮称) 足立区認知症施策推進条例」のパブリックコメントの実施について
- ・ 令和7年度からの認知症検診事業について
- ・ 【元気応援ポイント事業】令和7年度ボランティア活動の見直しについて
- ・ 令和7年度の産後ケア事業における新規・拡充について
- ・ 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和6年度実績について
- ・ 令和7年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について
- ・ 令和7年度学童保育室待機児童の状況について

（情報連絡事項）

- ・ 令和6年度若年者支援協議会「代表者会議」の実施結果について
- ・ 「高校生世代応援支援金」の申請状況について
- ・ 足立区こども計画審議会の進捗状況及び今後のスケジュールについて
- ・ 令和7年度「足立ミライゼミ」の事業内容について
- ・ 「ムーミンバレーパーク親子体験事業」の実施結果について

- ・ 児童・生徒が自由に意見できる環境の整備に向けた試験実施の結果について
- ・ 令和7年度夏休み期間中における体験講座等の無料化事業「あだちワークわーく in Summer」について
- ・ 令和7年度「アダチ若者会議」の実施について
- ・ 夢・やりたいこと発見プロジェクト「モギ社会人1年目」実施について
- ・ 孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について
- ・ 足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについて
- ・ 地域密着型サービス事業者等の新規指定及び廃止について
- ・ 足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュールについて
- ・ 令和7年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について
- ・ 令和6年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について
- ・ 令和6年度生活保護の執行状況について
- ・ 令和6年度「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」の新規支援事業所決定について
- ・ 第2期第1回（令和6年度）「子どもの健康・生活実態調査」の実施結果（概要）について
- ・ 令和6年度足立区自殺者数の現状及び令和7年度自殺対策の主な取組み方針について
- ・ 令和7年度 予防接種費用の助成事業について
- ・ 千住庁舎大規模改修中の千住保健センター仮移転スケジュール等について
- ・ 乳幼児を対象にした夏の遊び場確保事業の試験実施について
- ・ 令和6年度私立認可保育所、私立幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について
- ・ 足立区立保育所の指定管理者の指定について
- ・ 令和6年度学童保育室における実地調査の結果について
- ・ こども家庭センターの機能設置について
- ・ 令和6年度児童家庭相談の状況について

第2回（令和7年12月25日）

（報告事項）

- ・ メタバースを活用したひきこもり居場所支援の利用状況について
- ・ 足立区LINE公式アカウントを活用した障がい者支援機能の運用開始について
- ・ 「（仮称）足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例（案）」のパブリックコメントの実施結果について
- ・ 地域包括支援センター関原の移転および名称変更について
- ・ 「子育て家庭訪問事業」及び「子育て支援アプリ」の実施について
- ・ こども誰でも通園制度実施に向けた論点について
- ・ 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について

- ・ 居宅訪問型保育事業の利用定員の確認について
- ・ 足立区民設学童保育室の選考状況について
- ・ 学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について

(情報連絡事項)

- ・ 「アダチ若者会議」の実施結果について
- ・ 足立区こども計画策定状況及び今後のスケジュールについて
- ・ 令和7年度夏休み期間中における体験講座等の無料化事業（あだちワークわーく in Summer）の実施結果について
- ・ 「モギ社会人1年目」実施状況について
- ・ 地域密着型サービス事業者等の新規指定及び廃止について
- ・ 令和7年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募結果について
- ・ 令和7年度あだちの介護保険（令和6年度実績）について
- ・ 足立区潜在看護師人材確保支援事業の開始について
- ・ アピアランスケア用品購入費用等助成事業の拡充について
- ・ 「子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業」の対象者拡大について
- ・ 区独自の補助による冬期の予防接種（新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン）及び50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチンについて
- ・ 「パネル展（あだちで暮らす猫を知ろう）」及び「第8回あだち保護猫たちの譲渡会」の開催結果について
- ・ 「第30回こころの健康フェスティバル（30周年記念回）」の開催について
- ・ 令和6年度あだちっ子歯科健診の実施結果について
- ・ 乳幼児を対象にした夏の遊び場確保事業の実施結果について

第3回（令和8年3月25日）

(審議事項)

- ・ 足立区地域保健福祉計画策定部会の今後について（案）

(報告事項)

- ・ 「重層的支援体制整備事業推進の手引き」の作成について
- ・ 地域包括支援センター扇の受託法人の変更について
- ・ 認知症施策の一環としての「徘徊」の表現見直しについて
- ・ 足立保健所窓口等運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
- ・ 東京都内共通受診方式による1か月児健康診査・産婦健康診査の実施について
- ・ 令和8年度におけるRSウイルスワクチン接種の新規開始等について

- ・ 千住保健センター仮移転の状況について
- ・ 乳児等通園支援事業所の認可・確認手続き等について
- ・ 足立区におけるこども誰でも通園制度の実施内容について
- ・ 保育提供体制の確保のための「実施計画」について
- ・ 就学前教育・保育施設整備交付金の申請案件（整備計画）について
- ・ 特定教育・保育施設（認可保育所）の利用定員の確認について
- ・ 特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について
- ・ 令和8年度学童保育室の入室申請受付状況等について
- ・ 足立児童相談所内へのこども家庭相談課の係新設について

（情報連絡事項）

- ・ 足立区子ども・若者計画の策定に伴うパブリックコメントの実施結果及び寄せられた意見に対する区の考え方について
- ・ 足立区における高齢者の孤立死の現状について
- ・ 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率の改定について
- ・ 地域密着型サービス事業者等の新規指定及び廃止について
- ・ 休日応急診療事業における準夜間診療体制の変更について
- ・ 1歳6か月児健康診査（内科）における受診期間の延長について
- ・ 「東京都出産・子育て応援事業～赤ちゃんファースト+（プラス）～」(都独自)について
- ・ 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について
- ・ 足立区立学童保育室の指定管理者業務評価結果について
- ・ 学童保育室運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について

イ 介護保険・障がい福祉専門部会及び足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

第1回（令和7年7月22日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 「(仮称) 足立区認知症施策推進条例」のパブリックコメントの実施について
- ・ 令和7年度からの認知症検診事業について
- ・ 足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュールについて

- ・ 令和 6 年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について
- ・ 令和 7 年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について
- ・ 【元気応援ポイント事業】令和 7 年度ボランティア活動の見直しについて
- ・ 足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについて
- ・ 令和 6 年度障がい福祉センター相談事業の実績について
- ・ 孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について

第 2 回（令和 7 年 1 1 月 4 日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 「（仮称）足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例（案）」のパブリックコメントの実施結果について
- ・ 地域包括支援センター関原の移転および名称変更について
- ・ 「介護の日」のイベント実施について
- ・ 令和 7 年度あだちの介護保険（令和 6 年度実績）について
- ・ 令和 7 年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募結果について
- ・ 足立区 L I N E 公式アカウントを活用した障がい者支援機能の運用開始について
- ・ 令和 7 年度「第 4 4 回足立区障がい者週間記念事業」の実施について

第 3 回（令和 8 年 2 月 2 日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 地域包括支援センター扇の受託法人の変更について
- ・ 令和 7 年度「第 44 回足立区障がい者週間記念事業」の実施結果について
- ・ 足立区における高齢者の孤立死の現状について

(２) 委員名簿

令和７年度 足立区地域保健福祉推進協議会

令和８年２月１９日現在

氏 名	選 出 団 体 等	役 職
菱 沼 幹 男	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科教授 (学識経験者 地域福祉)	会 長
酒 井 雅 男	弁護士 (学識経験者 弁護士)	副会長
齊 藤 多江子	日本体育大学児童スポーツ教育学部 教授 (学識経験者 保育学)	
藤 原 武 男	東京科学大学大学院医歯学総合研究科公衆衛生学分野教授 (学識経験者 公衆衛生学)	
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 名誉教授 (学識経験者 障がい福祉)	
豊 川 智 之	和洋女子大学看護学部看護学科 教授 (学識経験者 公衆衛生学)	
山 中 崇	東京大学医学部附属病院 老年病科 特任研究員 (学識経験者 在宅医療学)	
白 石 正 輝	区議会議員	
佐々木 まさひこ	区議会議員	
さ の 智恵子	区議会議員	
横 田 ゆ う	区議会議員	
岡 田 将 和	区議会議員	
山 下 俊 樹	足立区医師会副会長	
倉 田 聡	東京都足立区歯科医師会会長	
吉 岡 加 織	足立区薬剤師会理事	
笠 原 清 子	足立区町会・自治会連合会副会長	
小 林 尚 子	足立区民生・児童委員協議会第一合同合同会長	
片 野 和 恵	足立区女性団体連合会会長	
西 方 榮	足立区住区センター連絡協議会副会長	
加 藤 章 子	足立区友愛クラブ連合会	
鵜 沢 隆	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
大 竹 吉 男	足立区ボランティア連合会会長	
福 岡 靖 介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋 本 飛 鳥	特別養護老人ホーム「ハビネスあだち」施設長	
細 井 和 男	高齢者在宅サービスセンター西新井理事長	
高 田 雄 貴	足立区介護サービス事業者連絡協議会訪問看護部会	
猿 渡 滝 雄	足立区環境衛生協会副会長	
政 田 和 行	足立区健康づくり推進員会議会長	
小 鮒 裕 美	足立区精神障がい者家族会連合会副会長	
加 藤 仁 志	足立区ろう者協会会長	
柳 川 富士雄	足立区障害者団体連合会会長	
山 根 佳代子	足立区視力障害者福祉協会理事	
佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会会長	
鈴 木 真理子	足立区肢体不自由児者父母の会会長	
馬 場 新太郎	足立区民間保育園連合会会長	
石 鍋 一 男	足立区私立幼稚園協会会長	
山 口 真 弘	足立区立小学校ＰＴＡ連合会副会長	
笠 井 健	足立区立中学校ＰＴＡ連合会会計	
遠 藤 富美恵	足立区スポーツ推進委員会副会長	
吉 田 浩 平	綾瀬警察署生活安全課長	
黒 澤 年	足立消防署警防課長	
荒 井 広 幸	足立区社会福祉協議会常務理事	

(敬称略：順不同)

【資料２ 足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険・障がい福祉専門部会】

令和７年度 足立区地域保健福祉推進協議会（つづき）

氏 名	選 出 団 体 名	役 職
勝 田 実	副区長	
中 村 明 慶	教育長	
神 保 義 博	あだち未来創造室長	
田ヶ谷 正	区民部長	
茂 木 聡 直	地域のちから推進部長	
伊 東 貴 志	福祉部長	
馬 場 優 子	衛生部長	
楠 山 慶 之	子ども家庭部長	

（敬称略：順不同）

令和７年度 介護保険・障がい福祉専門部会

令和８年２月２日現在

氏 名	選 出 団 体 名	役 職
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 名誉教授（学識経験者 障がい福祉）	部 会 長
酒 井 雅 男	弁護士（学識経験者 弁護士）	副部会長
山 中 崇	東京大学医学部附属病院 老年病科 特任研究員 （学識経験者 在宅医療学）	副部会長
白 石 正 輝	区議会議員	
佐々木 まさひこ	区議会議員	
さ の 智恵子	区議会議員	
横 田 ゆ う	区議会議員	
山 下 俊 樹	足立区医師会副会長	
倉 田 聡	東京都足立区歯科医師会会長	
加 藤 章 子	足立区友愛クラブ連合会	
鵜 沢 隆	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
福 岡 靖 介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋 本 飛 鳥	特別養護老人ホーム「ハビネスあだち」施設長	
細 井 和 男	高齢者在宅サービスセンター西新井理事長	
小 鮒 裕 美	足立区精神障がい者家族会連合会副会長	
加 藤 仁 志	足立区ろう者協会会長	
柳 川 富士雄	足立区障害者団体連合会会長	
山 根 佳代子	足立区視力障害者福祉協会理事	
佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会会長	
鈴 木 真理子	足立区肢体不自由児者父母の会会長	
茂 木 聡 直	地域のちから推進部長	
伊 東 貴 志	福祉部長	
馬 場 優 子	衛生部長	

（敬称略：順不同）

資料3 足立区介護保険制度のあゆみ

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
平成6年3月	「21世紀ビジョン」の策定（新ゴールドプランと新介護システムの構築を提言）〔国〕
9月	社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会第2次報告で公的介護保険制度の創設を提唱〔国〕 老人保健福祉審議会が公的介護制度について審議開始〔国〕
7年2月	老人保健福祉審議会中間報告「新たな高齢者介護システムの確立について」〔国〕
7月	老人保健福祉審議会第2次報告「新たな高齢者介護制度について」〔国〕
8年1月	老人保健福祉審議会最終報告「高齢者介護保険制度の創設について（概要）」〔国〕
4月	老人保健福祉審議会・社会保障制度審議会に「介護保険制度案大綱」諮問→答申〔国〕
6月	介護保険制度に関する与党合意（要綱案、懸案事項、制度案の骨子）〔国〕 介護保険法および介護保険法施行法案を閣議決定 → 国会提出〔国〕
11月	介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決〔国〕
9年6月	福祉部内に介護保険検討PT設置（制度・財政・電算システム検討部会設置）〔区〕
7月	医療保健福祉審議会設置〔国〕
10月	介護保険法および介護保険法施行法案が参議院で修正可決〔国〕
12月	要介護認定モデル事業（平成9年度高齢者介護サービス体制整備支援事業）実施〔区〕 介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決〔国〕 介護保険関連3法公布（12月17日）〔国〕
10年4月	福祉部介護保険課設置（1係2担当主査）〔区〕 「介護支援専門員に関する省令」公布〔国〕
8月	足立区高齢者実態調査の実施（高齢者一般・要援護高齢者）〔区〕
9月	第1回介護支援専門員実務研修受講試験実施〔都〕
10月	要介護認定モデル事業（平成10年度高齢者介護サービス体制整備支援事業）実施〔区〕
12月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布〔国〕
11年1月	足立区高齢者実態調査の実施（若年者一般）〔区〕
2月	足立区介護保険事業者連絡会を設置し定期的に開催（継続中）〔区〕
3月	足立区高齢者実態調査結果公表〔区〕 「介護保険法施行規則」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金算定等に関する省令」等の公布〔国〕
4月	福祉部介護保険課組織改正（4係・2担当係長）〔区〕 介護保険制度説明会（区民対象）を住区センター等で順次開催（11年度～継続中）〔区〕 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令」の公布〔国〕
6月	居宅介護支援事業者指定受付開始〔都〕
7月	「東京都足立区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例」制定〔区〕 第2回介護支援専門員実務研修受講試験実施〔都〕
8月	要介護・要支援認定申請受付開始（特養施設入所者、一般10月～）〔区〕 サービス事業者指定受付開始〔都〕
9月	介護保険法および介護保険法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令公布〔国〕 足立区介護認定審査会委員（第1期）委嘱〔区〕 介護保険電算システム資格記録管理・受給者管理システム稼動〔区〕 足立区介護保険事業計画中間報告公表〔区〕
11年10月	介護療養型医療施設の指定受付開始〔都〕

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
11 年 10 月	要介護・要支援認定審査開始 [区] 社会保険庁より特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区] 与党3党より介護制度に関する申し入れ [国]
11 月	与党3党申し入れに対する政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策（保険料徴収の半年間延期およびその後1年間半額、訪問介護利用者に対する利用料7%減免等）」発表 [国] 足立区介護保険事業計画中間報告に対する公聴会を区内5ヵ所で順次開催 [区] 要介護・要支援認定結果通知発送開始 [区]
12 年 1 月	介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布 [国]
2 月	介護報酬等告示 [国]
3 月	被保険者証一斉交付（1号被保険者） [区] 区分支給限度額一本化について医療福祉審議会へ諮問 [国] 東京都介護保険事業支援計画策定 [都] 足立区老人福祉計画（改定）および足立区介護保険事業計画（12～16年度）策定 [区] 足立区介護保険関連条例制定 [区] 足立区高齢社会対策基本条例、足立区地域保健福祉推進協議会条例、足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会条例制定 [区] 介護保険電算システム全面稼働 [区]
4 月	介護保険法施行（4月1日） [国] 足立区介護保険条例および関係条例施行（4月1日） [区] 福祉部介護保険課から区民部介護保険課（5係・1担当係）に組織改正 [区] 「食費特定標準負担減免認定証」「旧措置入所者利用負担減免認定証」「訪問介護負担減免認定証」を該当者に送付 [区]
5 月	都国民健康保険団体連合会に対して受給者異動連絡票データ送付開始 [区] 社会保険庁より10月からの特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区] 都国民健康保険連合会による審査支払事務開始（給付費支払→約3割がエラー） [都]
7 月	12年度10月分からの保険料賦課決定通知書を被保険者に郵送 [区]
8 月	医療福祉審議会が区分支給限度額の一本化（14年1月実施）について了承（訪問通所サービスの支給限度額の短期入所の利用限度日数への振替措置の推進も併せて了承） [国] 社会保険庁に対し特別徴収者依頼情報を送付 [区]
9 月	「介護保険制度の定着へ向けた改善方策について」与党合意 [国]
10 月	保険料普通徴収者に対して12年度分保険料納付書を郵送 [区]
11 月	第3回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都]
12 月	高額介護サービス費支給開始 [区] 訪問通所サービスおよび短期入所サービスの支給限度額一本化に係る関係法令公布 [国]
13 年 1 月	居宅介護サービス費区分支給限度額および居宅支援サービス費区分支給限度額基準額改正（ショートステイ利用日数の拡大） [国] 介護支援専門員新任研修実施 [区]
4 月	家族介護慰労金支給開始 [区] 訪問調査員研修実施（偶数月実施 計6回） [区] 介護支援専門員現任研修開始（全7回） [区]
5 月	あだち1万人の介護者家族会発足 [区]
10 月	介護保険料本来額徴収開始 [国]
11 月	要介護認定モデル事業実施 [国]

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
13 年 11 月	平成 13 年度介護支援専門員実務研修受講試験実施〔都〕 介護認定審査会支援システム稼動〔区〕 足立区介護サービス事業者連絡協議会設立〔区〕
14 年 1 月	支給限度額一本化開始〔国〕
2 月	介護支援専門員新任研修開始（全 4 回）〔区〕
3 月	足立区介護保険事業者ガイド、足立区介護保険地域サービスマップ発行〔区〕
4 月	介護保険サービス利用者負担額の軽減措置事業（都制度）開始〔区〕 第 2 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施〔区〕
15 年 3 月	保険料の自動電話催告システム稼動開始〔区〕
4 月	介護報酬改定〔国〕
15 年 4 月	要介護認定一次判定ソフト改訂〔国〕 生活困難者に対する保険料の軽減制度（区独自）実施〔区〕
10 月	介護保険制度の見直しに向けた東京都からの提案（試案）〔都〕
12 月	介護サービス利用者アンケート調査の実施〔区〕
16 年 1 月	介護制度改革本部設置〔国〕
3 月	くらしいきいき介護保険－在宅介護のための介護保険活用読本－の作成〔区〕 介護給付適正化特別対策事業報告書の作成〔区〕
4 月	要介護認定有効期間の拡大〔区〕
12 月	介護給付費適正化特別対策事業－介護給付費通知－の実施〔区〕
17 年 1 月	介護保険制度改革の円滑な実施に向けた東京都からの提案〔都〕
2 月	介護保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定 → 国会提出〔国〕
3 月	第 3 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施〔区〕 中高年からの介護予防読本－すばらしい「若い」を求めて－の作成〔区〕
4 月	区民部介護保険課から福祉部介護保険課（5 係・2 担当係）に組織改正〔区〕 足立区介護サービス事業者ガイドブック、ハートページの発行〔区〕
8 月	一足立区介護保険の施策を考える－の作成〔区〕
10 月	改正介護保険法施行〔国〕
11 月	要介護認定モデル事業実施〔国〕
18 年 4 月	改正介護保険法施行〔国〕 介護報酬改定〔国〕 介護保険条例、施行規則の一部改正施行〔区〕
10 月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始〔国〕
11 月	厚生労働省が 11 月 11 日を「介護の日」とする〔国〕
19 年 10 月	足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱施行〔区〕
20 年 3 月	第 4 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施〔区〕
4 月	元気応援ポイント事業開始〔区〕
9 月	要介護認定モデル事業実施〔区〕
11 月	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告）公聴会・パブリックコメント実施〔区〕 「介護の日」制定記念事業実施（9 月～12 月）〔区〕
21 年 3 月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行〔国〕 介護報酬プラス 3 % 改定の政府決定〔国〕 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付〔国〕
4 月	改正介護保険法施行〔国〕 介護報酬改定〔国〕 要介護認定調査項目の変更（82 項目→72 項目）

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
21 年 4 月	高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区]
5 月	裁判員制度家族支援事業実施 [区]
9 月	介護従事者処遇改善交付金の実施 [都]
10 月	要介護認定の調査方法一部見直し [国] 介護保険料のコンビニエンス収納開始 [区]
11 月	介護従事者永年勤続褒賞事業実施 [区]
22 年 6 月	「指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について（小規模多機能型居宅介護事業所における障がい児（者）受け入れ事業） [国]
22 年 9 月	「特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について」の一部改正について（ユニット個室の床面積の変更等） [国]
11 月	介護従事者永年勤続褒賞事業実施 [区]
23 年 3 月	東日本大震災に伴う保険料および利用料の取り扱いに関する通知を发出 [国]
4 月	保険料の電子収納サービス（マルチペイメント）の運用開始 [区]
5 月	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間および要支援認定有効期間の特例に関する省令の公布および施行 [国]
6 月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の公布 [国]（施行 H24. 4. 1） ①新たなサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）の創設 ②介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ③財政安定化基金の特例（基金の取崩） ④介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為（喀痰吸引等）の実施 ⑤保険料段階 3 段階の特例 など
8 月	指定居宅サービス等の人員、設備および運営に関する基準等の一部改正 [国]（施行 H23. 9. 1） （「一部ユニット型施設」を廃止し、別々の施設として認可・指導等を行う）
10 月	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 [国]（施行 H24. 4. 1）（施設基準等の条例委任に伴う改正…従うべき基準・標準・参酌すべき基準） 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律およびそれに伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行 [国]（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、サービス付き高齢者向け住宅における住所地特例の適用、適合高専賃の廃止等） 中間報告公聴会・説明会実施 [区]
11 月	高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施 [区]
24 年 1 月	社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定 [国]（介護報酬改定率 1. 2%）
4 月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行（施行 H24. 4. 1） ①新たなサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）の創設 ②介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ③財政安定化基金の特例（基金の取崩） ④介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為（喀痰吸引等）の実施 ⑤保険料段階 3 段階の特例 など 改正介護保険法施行 [国] 介護報酬改定 [国]

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
24 年 4 月	介護保険条例、施行規則の一部改正施行[区] ① 第 1 号被保険者の段階区分の変更（第 1 0 段階から第 1 2 段階へ変更） ② 保険料の特例第 3 段階の新設 ③ 段階別保険料額の改正 介護保険料滞納整理専門員の配置[区]
12 月	足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例、施行規則の制定[区]
25 年 2 月	東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長[国]
25 年 8 月	社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ[国] （介護保険制度改革） ①一定以上の所得のある利用者の負担は引き上げるべき。 ②食費や居住費についての補足給付の支給には資産を勘案すべき。 ③特養は中重度に重点化を図るとともに、デイサービスは重度化予防に効果がある給付への重点化を図るべき。 ④低所得者の 1 号保険料について、軽減措置を拡充すべき。 ⑤介護納付金について、負担の公平化の観点から、総報酬額に応じたものとすべきだが、後期高齢者支援金の状況も踏まえつつ検討。 ⑥引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組む必要。
10 月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（閣議決定、国会提出）[国]
26 年 6 月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布[国] (1) 居宅サービス等の見直しに関する事項 ①通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけるものとする。こと。（施行 H28. 4. 1 までの間で政令で定める日） ②指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。こと。（施行 H30. 4. 1） (2) 施設サービス等の見直しに関する事項 ①介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とするものとする。こと。（施行 H27. 4. 1） ②サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする。こと。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする。こと。（施行 H27. 4. 1） (3) 費用負担の見直しに関する事項 ①介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の 100 分の 20 とするものとする。こと。（施行 H27. 8. 1） ②特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする。こと。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の二倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする。こと。（施行 H27. 8. 1） ③市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1 を負担するものとする。こと。（施行 H27. 4. 1）

【資料 3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
26 年 6 月	(4) 地域支援事業の見直しに関する事項 ア 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、平成 29 年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。（施行 H27. 4. 1） イ 地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成 30 年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。 ①医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業 ②日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業 ③保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業 （施行 H27. 4. 1） (5) 介護保険事業計画の見直しに関する事項 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。こと。（施行 H27. 4. 1）
26 年 9 月	「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の告示について〔国〕
12 月	「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について〔国〕 ①福祉用具専門相談員の要件の見直し ②第 1 号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直し ③介護保険料改定に当たって必要となる諸係数の改定 ④介護老人福祉施設等に係る給付対象となる要介護者の見直し関係 （施行 H27. 4. 1） 中間報告公聴会・説明会実施〔区〕 高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施〔区〕
27 年 1 月	「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について〔国〕 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布について〔国〕
2 月	社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定〔国〕（介護報酬改定率-2. 27%） 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について〔国〕 地域支援事業充実に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて〔国〕 東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について〔国〕 平成 27 年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて〔国〕
27 年 3 月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について〔国〕 (1) 介護保険法施行令の一部改正 ア 居宅介護サービス費等の給付割合が 80/100 となる第一号被保険者に係る所得の基準を定めること。（施行 H27. 8. 1）

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
27 年 3 月	イ 自己負担限度額が 44,400 円となる要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る所得の基準を定めること。(施行 H27.4.1) ウ 住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が住所地特例適用被保険者に対して行う地域支援事業に要する費用について、保険者市町村による費用の負担方法を定めること。(施行 H27.4.1) (2) 介護保険法施行規則の一部改正 ア 市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対して負担割合証を交付するものとする。こと。(施行 H27.8.1) イ 要介護認定及び要支援認定に係る更新時の有効期間に関して、現在は一部原則 6 か月、上限 12 か月となっているものを、一律に原則 12 か月、上限を 24 か月とすること。(施行 H27.4.1)
4 月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係(施行 H27.4.1) [国] ① 予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行 ② 特別養護老人ホームの入所基準を原則要介護 3 以上 ③ サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象 介護報酬改定 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区] ① 第 1 号被保険者の段階区分の変更(第 1 2 段階から第 1 4 段階へ変更) ② 段階別保険料額の改正 ③ 所得段階 1 段階の第 1 号被保険者の保険料軽減
8 月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係(施行 H27.8.1) [国] ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を 2 割へ引き上げ ② 特定入所者介護サービス費等の支給(補足給付)要件について、所得のほかに資産の状況も斟酌
28 年 4 月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係(施行 H28.4.1) [国] ① 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の実施 ② 地域密着型通所介護の創設 定員 18 人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行 [区]
8 月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係(施行 H28.8.1) [国] 低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」(補足給付)の収入要件に「非課税年金(障害年金・遺族年金)」を追加
10 月	介護予防・日常生活支援総合事業開始 [区]
11 月	第 7 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施 [区]
29 年 4 月	介護報酬改定 [国] 介護保険条例の一部改正施行 [区] 介護保険料段階の所得指標見直し
6 月	地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律公布 [国]
8 月	高額介護(予防)サービス費の負担上限額の見直し [国]
10 月	第 7 期介護保険事業計画中間報告公聴会(5 か所)、町自連への説明会(10 か所)実施 [区]
11 月	第 7 期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施 [区]
30 年 4 月	新たな介護保険施設「介護医療院」の創設 [国]

【資料 3 足立区介護保険制度のあゆみ】

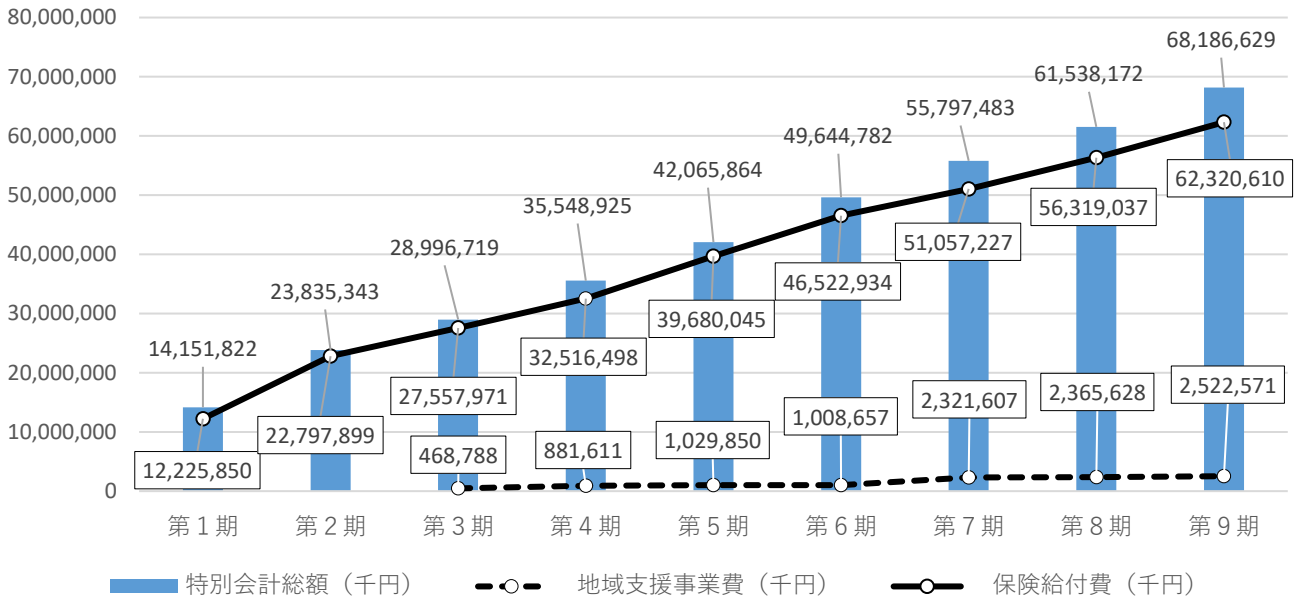
年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
30 年 8 月	介護サービス利用者の自己負担割合 3 割開始[国]
元年 12 月	第 8 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施 [区]
2 年 10 月	第 8 期介護保険事業計画中間報告公聴会（6 か所）、町自連への説明会（2 か所）実施[区] 第 8 期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]
3 年 4 月	介護保険条例の一部改正施行[区] 第 1 号被保険者の段階別介護保険料額の見直し
8 月	低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件の変更[国]
4 年 2 月	介護職員処遇改善支援補助金交付（同年 9 月まで）[国] 介護職員 1 日当たり月額 9,000 円（3%）相当賃上げ
9 月	第 9 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施 [区]
10 月	介護職員等ベースアップ等支援加算創設[国]
5 年 10 月	第 9 期介護保険事業計画中間報告公聴会（6 か所）、町自連への説明会（1 か所）実施[区] 第 9 期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]
6 年 4 月	介護保険条例の一部改正施行[区] 第 1 号被保険者の段階別介護保険料額の見直し 介護保険サービス利用料軽減事業開始[区]
6 月	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統合し介護職員等処遇改善加算を創設[国]
8 月	令和 6 年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の基準費用額（居住費）引き上げ（1 日 60 円増）及び居住費の自己負担限度額引き上げ（多床室第一段階を除き 1 日 60 円増）[国]
7 年 8 月	低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件の変更[国]
10 月	第 10 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施 [区]
12 月	令和 7 年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 [国] 介護職員 1 日当たり最大月額 19,000 円相当賃上げ

資料4 制度発足以来の推移

第1期（平成12年度～14年度）	第2期（平成15年度～17年度）	第3期（平成18年度～20年度）
第4期（平成21年度～23年度）	第5期（平成24年度～26年度）	第6期（平成27年度～29年度）
第7期（平成30年度～令和2年度）	第8期（令和3年度～5年度）	第9期（令和6年度～令和8年度）

※数値は、特に記載がない限り、各期初年度の4月1日現在

（1）特別会計における保険給付費と地域支援事業費

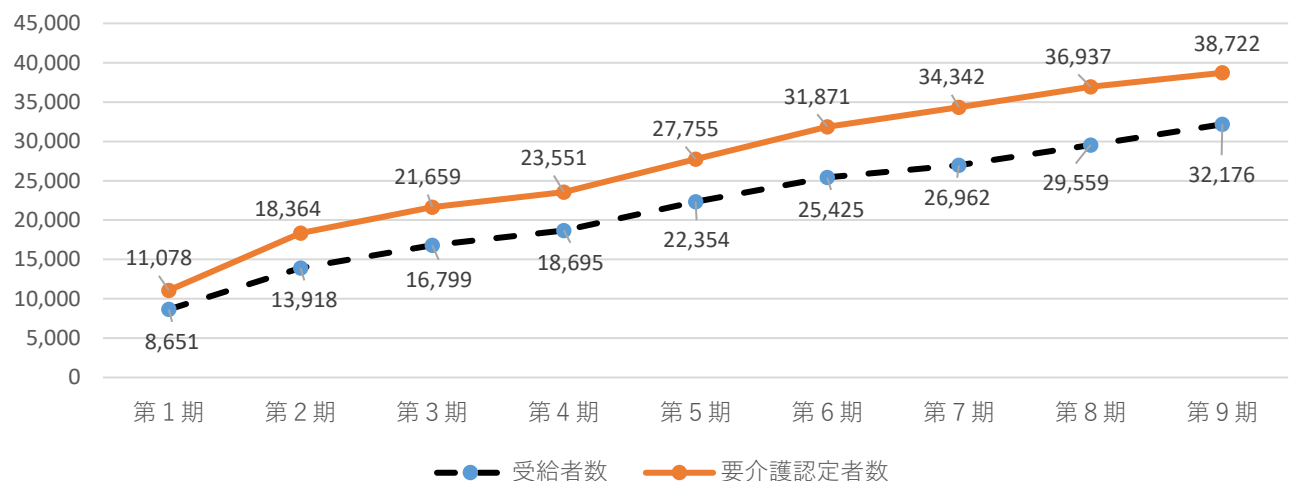


特別会計の総額（保険給付費・地域支援事業費のほか、事務的経費等を含む。）は、第1期の14,151,822千円から第9期の64,843,181千円へ、4.6倍に増えている。

保険給付費は、第1期の12,225,850千円から第9期の62,320,610千円へ、5.1倍となっている。

第3期から地域支援事業が始まり、その第9期の事業費は2,522,571千円と、特別会計総額の3.9%となっている。

（2）要介護・要支援認定者数と受給者数



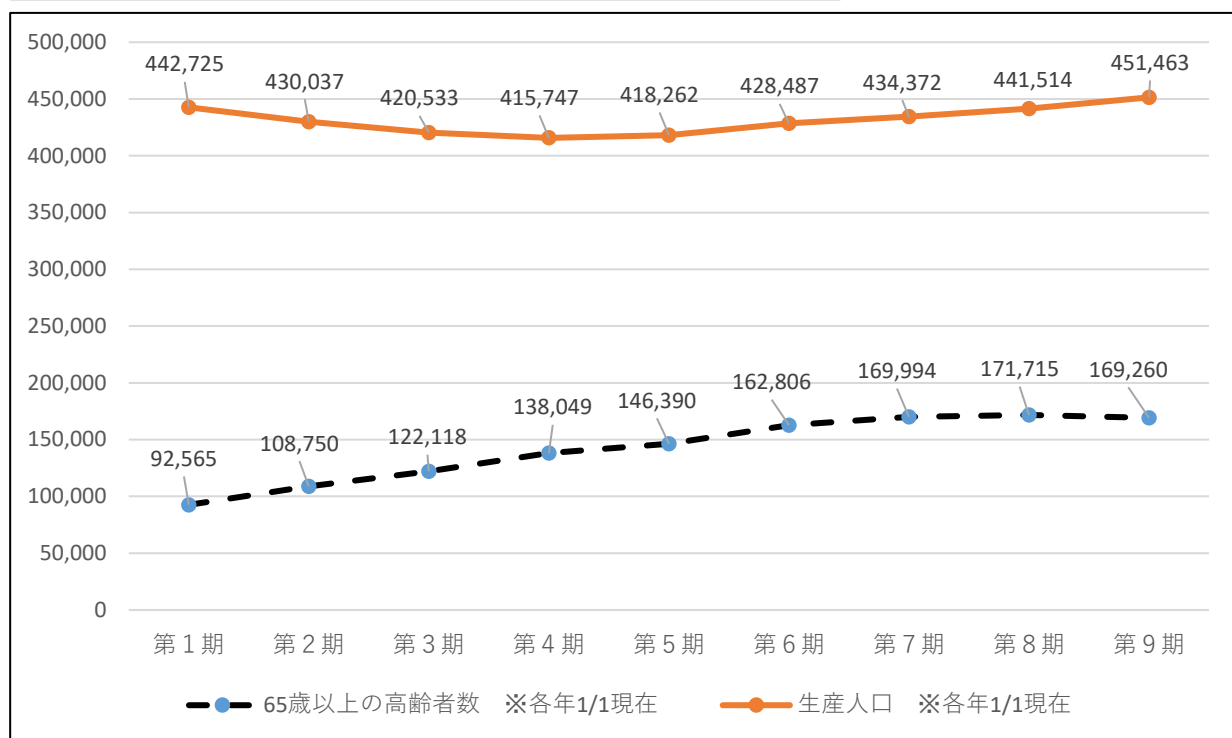
要介護・要支援認定者数は、第1期の11,078人から第9期の38,722人へ、3.5倍に増えている。

そのうち介護サービスの受給者数（各年5月月報：3月サービス分）は、第1期の8,651人から第9期の32,176人へ、3.7倍に増えている。

第9期では、受給者数は要介護・要支援認定者数の83.1%である。

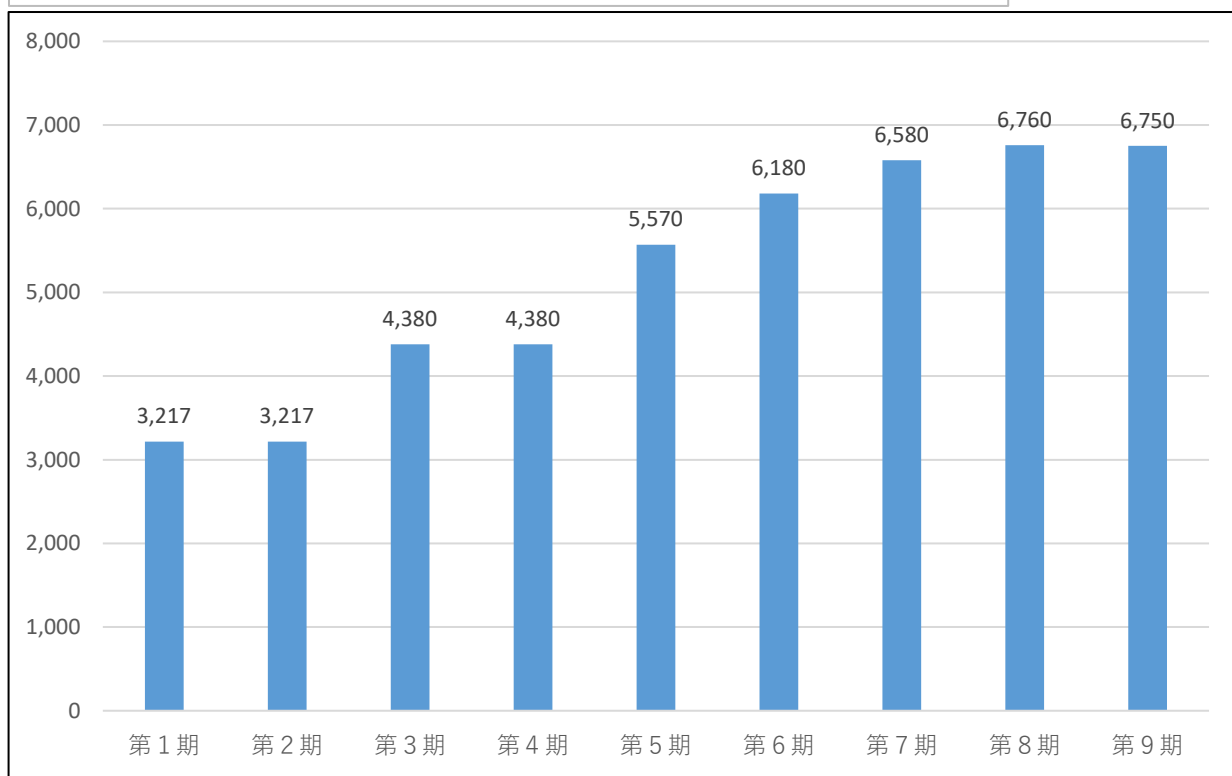
【資料4 制度発足以来の推移】

(3) 高齢者人口と生産人口



第1期においては、生産年齢人口は442,725人で、高齢者人口92,565人の4.8倍であった。
第9期においては、生産年齢人口は451,463人で、高齢者人口169,260人の2.7倍となっている。

(4) 介護保険料の基準月額



保険料の基準月額は、第1期においては、3,217円であった。第9期においては、6,750円となっている。

令和8年9月 発行

発 行 足立区

編 集 足立区 福祉部

高齢者施策推進室 介護保険課

東京都足立区中央本町1－17－1

電話03－3880－5111 内線2013



ADACHI CITY